

厚岸町議会 第3回定例会

平成30年9月19日

午前10時00分開会

●議長（佐藤議員） ただいまから、平成30年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

●議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（佐藤議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る6月12日、札幌市で開催されました北海道町村議会議長会定例総会において、竹田議員と南谷議員が町村議会議員として、在籍15年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき表彰の伝達を行います。

どうぞ前のほうに。

表彰状。

厚岸町議会 竹田敏夫殿。あなたは議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興、発展に寄与、貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成30年6月12日。北海道町村議会議長会会長西村昭教。

おめでとうございます。

（拍手）

表彰状。

厚岸町議会 南谷健殿。以下同文ですので、省略させていただきます。

おめでとうございます。

（拍手）

以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、中川議員、12番、佐々木亮子議員を指名いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

5番、竹田委員長。

●竹田委員長 議会運営委員会報告をいたします。

9月14日午前10時から、第3回議会運営委員会を開催し、平成30年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、2 常任委員会からの所管事務調査報告書があります。

町長側からの報告として、行政報告があります。

議会側からの提出案件は、会期の決定、陳情第1号 総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める要望意見書提出に関する陳情、意見書案第3号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、2 常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。

審議方法は、陳情第1号は総務産業常任委員会に付託し、会期中に審査を行うこととし、そのほかの案件は本会議で審議することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第9号は、平成29年度の各会計決算認定9件であります。

審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました

報告第8号 平成29年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告は、本会議で審議することに決定しました。

議案第58号から議案第63号は、平成30年度の各会計補正予算6件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第64号から議案第70号までは一般議案7件、議案第71号から議案第73号は条例の一部改正3件、議案第74号は条例の制定で、いずれも本会議で審議することに決定しました。

一般質問は、6人であります。

本定例会の会期は、9月19日から21日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から21日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおり

りでありますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成30年6月6日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

9月6日午前3時7分、胆振地方中東部を震源地とするマグニチュード6.7、震度7を記録した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電にかかわる本町の状況と町の対応について、ご報告を申し上げます。

始めに、このたびの災害により亡くなられた方々に、深く哀悼の意を表するとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。

また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災者支援、災害復旧等に当たっておられます関係者の皆様の献身的なご苦勞に対し、心から敬意を表します。

9月6日午前3時7分、胆振地方中東部で発生した最大震度7の地震により、北海道全域で大規模停電が発生しました。

当町では震度2を観測し、午前3時25分頃、町内全域で停電が発生しました。

町では、ただちに職員が登庁し、午前8時30分に災害対策本部を設置いたしました。

この間、午前4時42分以降、防災行政無線による周知のほか、町ホームページ、ツイッター、フェイスブックにて、停電の状況など災害に伴う各種の情報を周知いたしました。

この停電により、町内で軽傷者が1名発生しております。暗闇の中、家具にぶつかり、右上腕部を負傷したとのことであります。

停電の直後、役場庁舎では自動的に非常用発電機が稼働し、非常灯と電話にかかわる電源は確保しましたが、証明書類等の発行を初めとした窓口業務に支障を来しました。なお、防災行政無線は蓄電池からの電源供給により、放送に支障は出ませんでした。IP告知端末は停電と同時に不通となりましたが、12日12時までに順次復旧いたしました。

主な町有施設につきましては、児童福祉施設については、すべての保育所、児童館、子育て支援センターでは、9月6日、7日は臨時休所といたしました。

老人福祉施設につきましては、デイサービスセンターでは6日は通常開所、7日は臨時休所、特別養護老人ホーム心和園は通常どおり開所をいたしました。

環境衛生施設等につきましては、ゴミ処理場では通常どおりゴミ収集を行いました。水鳥観察館、木工センターでは9月6日、7日は臨時閉館、森林センターは9月6日は臨時閉館といたしました。

観光施設につきましては、味覚ターミナル・コンキリエでは、発電機により屋外トイレ、1階の情報発信と休憩の基本的な道の駅としての機能は維持しつつも、9月6日と7日午前の営業部分は休止として、7日午後から通常営業をいたしました。また、一部の観光施設のトイレでは、6日、7日は使用中止といたしました。

学校と幼稚園につきましては、すべての小中学校、高校、幼稚園で9月6日、7日は臨時休校、休園といたしました。また、給食センターについては、9月6日、7日は稼働できませんでした。

社会体育施設につきましては、海洋センター、勤労者体育センター、宮園公園パークゴルフ場は9月6日、7日は臨時休館、温水プールは6日は臨時休館いたしました。

生涯学習施設につきましては、情報館、海事記念館では9月6日は休館いたしました。

上水道につきましては、非常用発電機により稼働いたしました。下水道では、終末処理場、湖南・湖北中継ポンプ場は非常用発電機により稼働いたしました。マンホールポンプ所については、発電機及びバキュームカーにより汚水のくみ上げを行いました。

町立厚岸病院につきましては、非常用発電機が自動的に稼働したことにより、レントゲン等の一部の機器を除いて、病院機能は維持いたしました。

厚岸消防署庁舎につきましては、非常用発電機により通常どおり稼働いたしました。

在宅酸素利用者につきましては、町立厚岸病院への入院により、安全を確保をいたしました。また、高齢者や障害者、乳児がいる世帯支援を必要とする可能性のある世帯をリストアップし、関係機関と連携の上確認いたしました。結果的に支援を必要とした世帯はございませんでした。

その他の対応といたしまして、情報収集の手段となるスマートフォンや携帯電話の充電スポットを9月6日、7日に役場正面玄関で実施し、多数の町民の方々が利用をされました。

停電の復旧時刻につきましては、北海道電力によりますと、9月6日、23時34分に

松葉、若竹、真栄等の一部、23時38分に港町、奔渡、白浜等の一部、7日1時34分に上尾幌、尾幌、片無去の一部、16時5分に住の江、山の手、湾月、港町等の一部、20時59分に太田、門静等の一部、21時に宮園、太田等の一部、21時3分に尾幌、沖万別、門静等の一部が復旧し、町内全域が復旧したとのことであります。

復旧後は、国と北海道電力から節電の協力依頼があり、平日の午前8時30分から午後8時30分までは節電タイムとして、2割の節電を目標に町民の方々へ節電をお願いいたしています。町有施設についても、平常時の節電に加えて更なる取り組みを行ったところでもあります。

この停電による被害について、現在調査中のものもございしますが、9月13日時点で産業団体等を通じて取りまとめた結果、生乳の廃棄、乳房炎の発症、卸し商品の廃棄、通電に伴う機器の損傷、宿泊予約のキャンセル等により約3,800万円の被害が発生しております。

今回の大規模停電では、関係機関と連携した対応により、大きな災害が発生しなかったことは不幸中の幸いではありますが、長時間にわたる停電時の対応として、町民の皆さんへの情報伝達のあり方や、役場における窓口業務の継続、産業団体等との連携など、実体験から得た教訓を今後の防災対策に生かし、安心・安全なまちづくりにつなげていく所存であります。

なお、今回の大規模停電に伴い、災害対応等に要した諸経費については、本会議に補正予算の追加議案を提出させていただきますことを申し添え、行政報告といたします。

●議長（佐藤議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

日程第7、陳情第1号 総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める要望意見書提出に関する陳情を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議会事務局長（板屋局長） 陳情第1号 総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書提出に関する陳情。

北海道アイヌ協会は、政府が設置した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」提言の扇の要の政策と位置付けられた「民族共生の象徴となる空間」が2020年に一般公開することとして整備されますので、その前年をめぐり、幼児期からの教育や、古老を含めた生活支援、若者の就労支援など、国が主体となった、総合的なアイヌ政策を本道に加え、全国を対象に推進していく根拠となる法律が制定されるよう国

に対して求めているところです。

つきましては、上記の趣旨をご賢察いただき、是非とも、地元北海道の議会として、総合的なアイヌ政策を全国を対象に推進していく根拠となる法律制定の早期実現を、政府に対し意見書として提出していただくよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成30年8月24日。厚岸町議会議長 佐藤淳一様。陳情者 厚岸町門静3丁目118、厚岸アイヌ協会会長 小松澄江。

●議長（佐藤議員） お諮りいたします。

本陳情の審議方法につきましては、総務産業常任委員会に付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務産業常任委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

日程第8、認定第1号 平成29年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成29年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成29年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成29年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） 平成29年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明いたします。

当年度は、第5期厚岸町総合計画の後期行動計画を着実に推進するとともに、厚岸

町未来創生総合戦略に基づく、地方創生と人口減少対策への取り組みを推進、加速させるために、子育て支援対策と厚岸町の経済力を高める事業や防災・減災対策などを最重要課題として位置づけ、各種の施策を実施してまいりました。

子育て支援対策では、新たに18歳までの子供を対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成したほか、小学生までの医療費を無料化、保育料を第1子から助成するなど、子供を安心して産み、育てられる施策を更に強化してまいりました。

経済力を高める産業振興対策では、引き続きロシア200海里水域におけるサケ・マス流し網漁禁止にかかわる緊急対策として、厚岸漁業共同組合が事業主体となり整備した共同利用漁船への支援のほか、トライベツ地区における搾乳牧場の建設等の支援を行い、基幹産業の振興を進めてまいりました。

防災・減災対策では、津波浸水区域内にあった消防庁舎を高台へ移転したことにより、消防機能を強化したほか、御供山避難場所への避難階段の整備のための実施設計業務や、防災行政無線のデジタル化に向けた電波伝搬調査などの事業に着手いたしました。

また、ふるさと納税の返礼品制度による地場製品のPRと普及拡大を図るほか、住宅新築支援、住宅リフォーム支援など中小企業の振興を推進、自治会活動の活性化に対する助成制度の実施、町民要望の多い町道の改良舗装・補修や公共下水道などの生活基盤整備を実施してまいりました。

更に本年2月の平昌オリンピックにおいて、本町の出身者で初のオリンピック出場、金メダリストとなった佐藤綾乃選手の活躍に対して、栄誉を授与し、町を挙げてその活躍をたたえるなど、予算執行したのが施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が88億2,586万円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、125億8,000万9,000円の総体規模でありました。これに年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成28年度繰越明許費2億1,131万1,000円を含め101億611万円、各特別会計では38億2,841万8,000円となり、総体においては139億3,452万8,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっております。説明については省略をさせていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で102億6,567万9,825円、執行率で101.6%、歳出では97億242万1,676円、96.0%の執行率となり、歳入歳出差し引きで5億6,325万8,149円の残額となりました。このうち、財政調整基金に3億円を積み立て、実質2億6,325万8,149円が翌年度繰り越しとなったところであります。

一方、特別会計であります。国民健康保険特別会計については、一般会計からの繰り出し1億4,278万6,623円を繰り入れ、歳入歳出差し引き479万298円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、精算の上、国庫負担金等の返還金に充てるほか、同会計の収支均衡を保つ財源に充てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった159万9,745円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億7,613万3,508円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険にかかわる負担分等として一般会計から繰り出し1億7,550万4,624円を繰り入れ、歳入歳出差し引き3,659万2,447円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金などに充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,542万5,192円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月の収入分66万6,300円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで262万7,985円の残額となり、この残額はすべて翌年度へ繰り越すものであります。

以上が、平成29年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます。以上でございます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、認定第8号 平成29年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順としております。これに沿って説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページから8ページまで、事業報告書でございます。

1、概況については、(1)総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア)業務量の状況であります。平成29年度末の給水人口は8,686人となり、前年度に比べ186人、率で2.1%減少しました。給水戸数については5,164戸で、前年度に比べ6戸、率で0.1%の減少となりました。年間配水量は128万4,050立方メートルで、前年度に比べ1,980立方メートル、0.2%減少し、有収水量は91万5,492立方メートルで、前年度に比べ1,127立方メートル、0.1%増加しました。この結果、有収率は71.3%で、機動的な漏水調査を行い漏水の抑制に努めたものの、給水管などの小水量の分散した漏水の抑制には至らず、有収率はほぼ横ばいとなりました。引き続き、機動的な漏水調査などにより漏水の早期発見と早期修繕に努め、有収率の向上を図ってまいります。

(イ)建設改良事業の状況であります。

①配水管等整備事業では、漁港整備に伴う配水管新設に向けた施設整備として、配水管新設1件の工事を行いました。

②施設整備事業では、宮園配水池構内の法面の災害復旧1件の工事を行いました。

③メーター設備事業では、新規に27台のメーターを設置し、有効期間が満了した66

1台を取り替えました。

④配水管耐震化計画策定業務では、水道管に必要な口径を決める管網計算や耐震化計画などの策定一式を行いました。

1 ページ下段から 3 ページは経営状況であります。

収益的収支であります。税抜きで申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2 億8,933万9,420円で、前年度に比べ2,444万7,072円、9.2%の増収となりました。一方、支出の総額、水道事業費用は 2 億5,821万7,895円で、前年度に比べ728万2,458 円、2.7%の減となりました。

この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り3,112万1,525円の純利益、黒字となりました。収益的収支の内容については、後ほど収益明細書で説明させていただきます。

人口の減少や節水意識の定着により、家事用の使用水量は減少し続けていますが、業務用での使用水量が増加し、給水収益が見込みより増加しました。

老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給するため、平成29年度から改定した料金を適用し、給水収益は増加しました。今後も料金改定に当たっての町議会の付帯決議を勘案しながら、今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な経営に努めてまいります。

次に、資本的収支であります。税込みで申し上げます。

収入の総額は340万円で、前年度に比べ2,363万428円の減となりました。

主な収入である企業債は340万円で、前年度に比べ1,920万円の減となりました。

支出の総額は 1 億3,520万7,867円で、前年度に比べ19万7,869円、0.1%増となりました。

建設改良費は、配水管の新設工事、施設整備などで6,645万5,103円となり、前年度に比べ204万2,865円の減。企業債償還金は6,875万2,764円で、前年度に比べ260万734 円の増となりました。

収支の不足額 1 億3,180万7,867円の補填については、後ほど 9 ページからの決算報告書で説明いたします。

4 ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりであります。

2、工事については、5 ページで先ほど説明しました工事の内容を記載しております。

3、業務については、6 ページ(1)は業務量、(2)は事業収入に関する事項、7 ページ(3)は事業費に関する事項についてであります。後ほど、別紙の認定第 8 号説明資料収益的収支説明書で説明させていただきます。

(4) 給水装置工事の状況、(5) 委託調査業務、8 ページ 4 の会計、(1) 企業債の概況、(2) 議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告であります。

次に、9 ページをお開き願います。

平成29年度厚岸町水道事業決算報告書であります。

始めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益は、予算 3 億 740 万 9,000 円に対し、決算では 3 億 989 万 2,137 円で、予算に比べ 248 万 3,137 円、8.1% の増となりました。内訳は、1 項営業収益が、予算 2 億 7,527 万 1,000 円に対し、決算では 2 億 7,790 万 4,230 円で、予算に比べ 263 万 3,230 円の増。2 項営業外収益は、予算 3,075 万 1,000 円に対し、決算では 3,075 万 3,907 円で、予算に比べ 2,907 円の増となりました。3 項特別利益は、予算 138 万 7,000 円に対し、決算では 123 万 4,000 円で、15 万 3,000 円の減となりました。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用は、予算 2 億 7,587 万円に対し、決算では 2 億 7,292 万 6,726 円の執行で、294 万 3,274 円、1.1% の不用額となりました。内訳は、1 項営業費用が、予算 2 億 4,255 万 5,260 円に対し、決算では 2 億 3,981 万 1,986 円の執行で、274 万 3,274 円の不用額となりました。2 項営業外費用は、予算 3,311 万 4,740 円に対し、決算では同額の執行で、不用額はありませぬ。4 項予備費については、予算 20 万円に対し執行はなく、全額不用額となりました。

10 ページの資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、1 款資本的収入は、予算、決算とも同額の 340 万円。内訳は 1 項企業債が予算、決算とも同額の 340 万円であります。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億 3,543 万 5,000 円に対し、決算では 1 億 3,520 万 7,867 円で、22 万 7,133 円の不用額となりました。内訳は、1 項建設改良費が、予算 6,668 万 1,000 円に対し、決算では 6,645 万 5,103 円で、22 万 5,897 円の不用額。2 項企業債償還金が、予算 6,875 万 4,000 円に対し、決算では 6,875 万 2,764 円で、1,236 円の不用額となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 3,180 万 7,867 円は、過年度分損益勘定留保資金 1,949 万 2,522 円、当年度分損益勘定留保資金 9,939 万 2,745 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 492 万 2,600 円及び減債積立金 800 万円を補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額 1,711 万 2,000 円に対し、執行額は 1,243 万 7,426 円で、これに伴う仮払消費税は 92 万 1,286 円であります。

11 ページは、損益計算書でございます。右側の数字をごらん願います。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、2,332 万 1,969 円、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引き、更に特別利益を加えた 3,112 万 1,525 円が当年度純利益、黒字となります。当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金 2,880 万 7,425 円にその他未処分利益剰余金変動額 800 万円を加えた 6,792 万 8,950 円となります。

12 ページは、剰余金計算書でございます。剰余金のうち資本剰余金は出資金からその他資本剰余金までを合わせた当年度末残高は、当年度変動額が生じなかつたため、前年度末残高と同額の 2,454 万 9,641 円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた前年度末残高が 1 億 1,436 万 6,660 円でしたが、資本的収支不足額補填のため取り崩した減債

積立金800万円を減じ、その他未処分利益剰余金を剰余金変動額として同額を加えた3,112万1,525円を当年度変動額とするため、平成29年度末残高は1億4,548万8,185円となりました。

13ページは剰余金処分計算書案でございます。

12ページでご説明しました、当年度未処分利益剰余金6,792万8,950円の処分について、2,900万円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金を取り崩して未処分利益剰余金に振り替えた800万円は、自己資本金に組み入れ、残余の3,092万8,950円を翌年度に繰り越す未処分利益剰余金とするものであります。この内容が、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決が必要となる利益の処分になります。

14ページと15ページは、貸借対照表であります。

14ページ、資産の部では、平成30年3月31日現在の固定資産が19億7,656万6,888円、流動資産が2億7,010万9,105円で、資産の合計が22億4,667万5,993円でございます。

15ページの、負債と資本については、負債の合計は16億6,142万2,155円、資本の合計は5億8,525万3,838円、負債と資本の合計は22億4,667万5,993円でございます。

16ページから17ページは、注記であります。

財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。1 重要な会計方針から、4 リース契約により使用する固定資産まで記載のとおりであります。

18ページは、現金の収入支出に関する情報を記載したキャッシュ・フロー計算書でございます。内容は記載のとおりであります。

19ページからは収益費用明細書であります。別紙の認定第8号説明資料、平成29年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)により説明いたします。

まず、収入でございます。

1 款水道事業収益は、2億8,933万9,420円で、前年度に比べ2,444万7,072円、9.2%の増収となりました。

1 項営業収益は2億5,735万1,324円で、前年度に比べ1,432万9,000円、5.9%の増収となりました。

1 目給水収益は2億5,607万5,324円で、前年度に比べ6%の増収。料金改定により業務用で1,341万9,287円、家事用で249万1,546円など、臨時用を除く各用途で増収となりました。

2 目受託工事収益は127万6,000円で、前年度に比べ6万6,000円の減。これは給水工事の件数の減に伴う手数料の減が主なものでございます。

2 項営業外収益は、3,075万4,096円で、前年度に比べ40.6%増となりました。

1 目受取利息及び配当金では1万9,442円で、前年度に比べ1.4%減、貸付利息の減でございます。

2 目他会計補助金は1,094万7,000円の皆増で、料金改定時に他会計との負担区分を見直したことによる一般会計からの補助金で、職員給与費としての補助金でございます。

3目長期前受金戻入は1,967万8,465円で4%の減。償却資産に対する補助金等の減価償却見合分を収益した額の減によるものであります。

4目修繕引当金戻入益は10万円の皆増。災害復旧工事費確定により、引き当てていた修繕引当金の不用額を戻し入れするものであります。

5目雑収益は9,189円で134万8,067円の減。配水管破損補償費の減と3年に一度精算される北海道退職手当組合納付金の精算還付金の皆減が主なものであります。

3項特別利益、3目その他特別利益は123万4,000円の皆増。平成28年度に発生し災害査定を受け実施した、宮園配水池敷地の法面崩壊の災害復旧工事に対する国庫補助金であります。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用は2億5,821万7,895円で、前年度に比べ728万2,458円、2.7%減となりました。

1項営業費用は2億3,402万9,355円で、前年度に比べ586万7,467円、2.4%減となりました。

1目原水及び浄水費では5,425万8,842円で、前年度に比べ3.7%減であります。平成28年度に災害復旧工事のため計上した修繕引当金繰入額の257万円が皆減、動力費103万9,857円の増、融雪期の水源河川の水質が例年より良好であったため、薬品費190万1,433円の減などであります。

2目配水及び給水費では1,732万8,117円で、前年度に比べ29.4%増。主に漏水修理に対する修繕費464万3,000円の増などであります。

3目受託工事費は1万円の減。道路改良工事による消火栓移設工事費の減であります。

4目総係費では3,014万96円で、前年度に比べ9.8%減。主に退職給付費引当金396万3,405円の減など、職員給与費の増減であります。

5目減価償却費では1億2,826万5,516円で、前年度に比べ2.8%減。構築物で266万2,878円の減、機械及び装置費106万4,550円の減など、償却資産の増減によるものであります。

6目資産減耗費では317万6,784円で、前年度に比べ17.3%減。主にメーター器など機械及び装置が33万4,633円の減などでございます。

2項営業外費用は2,418万8,540円で、前年度に比べ141万4,991円、6.5%減となりました。これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の減でございます。

4目雑支出では、前年度と同様に支出はございません。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は3,112万1,525円となり、料金改定適用初年度としては、料金改定時の財政推計や3月補正で見込んだ純利益を上回る黒字となりました。

ここで、決算書の22ページにお戻りください。

固定資産明細書でございます。

(1)有形固定資産明細書、(2)無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

23ページから24ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりであり

ますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成29年度厚岸町水道事業会計決算の内容でございます。

ご審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第9号 平成29年度厚岸町病院事業会計決算について、その内容をご説明申し上げます。

決算書、1ページをお開きください。

平成29年度厚岸町病院事業報告書から説明いたします。

1として、概況。(1)は総括事項です。

公立病院の役割は、地域において行政や他の医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平、公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することにあります。特に、病気の初期段階から診療科を問わず幅広く対応するかかりつけ医としての役割は、地域における基幹病院として最も大切なことでもあります。

しかし、医療提供体制を維持・継続するには、医師を初めとする医療資格者の安定確保が欠かせませんが、医師不足は一向に改善しない中で、大変厳しい状況となっている現状にあります。

最初に、医師体制についての報告です。今年度は、内科医師が10月末で退職となり、本年度後半の5カ月は内科2名、外科1名、小児科1名の常勤医4名体制での診療となったところであります。退職が年度途中であったことで、容易には補充ができずに年度末を迎えることとなり、その間は短期非常勤医師を充てることで外来診療と救急医療への影響を最小に抑えたところでありますが、入院患者への対応では常勤医師の負担が増したところであります。

また、今年度も週末や休日には自治医科大学や北海道大学医学部など関係機関から医師派遣を受け、切れ目のない診療体制を維持したところであります。なお、専門外来として消化器検査診療、釧路赤十字病院から週1回の整形外科診療、釧路労災病院から隔週1回の脳神経外科診療を継続できたところであります。今後も常勤医師の確保に全力を傾注するとともに、看護師など医療資格者の充実に一層の取り組みを進め、体制の継続を図ってまいります。

次に、経営状況であります。前年度に比較し、入院では診療単価が下がりましたが患者数は増、外来では患者数は減少しましたが診療単価が増となったことにより、入院、外来それぞれ収益が増となり、総体では4,511万7,637円の黒字決算となったところであります。

なお、一般会計繰入金は、制度改正による不良債務の算定見直しに係る充当額を含め、前年度総額対比で2,661万4,000円の増となったところであります。

以上、総括事項ですが、続く、アの患者数、イの収益的収支、ウの資本的収支につきましては、後ほど資料によりご説明いたします。

続いて2ページです。

(2) は決算、予算等の議会議決事項です。

(3) の行政官庁認可事項では、本年度は3件ありますが、そのうち上2件は非常照明用蓄電池設備改修事業の財源として過疎対策事業債と病院事業債の借入同意、下の1件は医療機器等購入に関する補助金の認可となっています。

(4) は職員に関する事項についてです。正職員数では年度途中での職種ごとの増減がありますが、年度初めと年度末で同数の62人です。医師で1人減の4人、看護師で1人減の30人。医療技術員では、薬剤師1人、放射線技師1人が、いずれも前年度以前における欠員の補充となっています。

3ページ、2の工事(1)では資産取得の概況であります。医療器械等の取得で6機種全7台すべてが更新によるものです。内容については記載のとおりであります。

(2) は建設改良工事の概況です。非常照明用蓄電池設備改修工事で、施行内容として蓄電池盤1面、蓄電池54個、整流器一式の交換であります。工事費等は記載のとおりであります。

4ページ、3業務のうち(1)業務量、アは患者数です。本年度の患者数のうち入院患者数は、年間1万2,522人、一日平均34.3人、前年度に比較して684人、5.8%の増、一日当たり1.9人の増であります。

外来患者数は年間4万8,487人、一日平均198.7人、前年度に比較して1,266人、2.5%の減、一日当たり6人の減となりました。これにより、イの病床利用状況は、本年度利用率が62.4%、前年度に比較して3.4ポイントの増となっております。

続いて、5ページ、6ページは、事業収入と事業費用の科目ごとに上段括弧書きは消費税込みの額、下段が消費税抜きでの前年度との比較となっております。

続いて、7ページ。4の会計では、(1)企業債の概況、本年度は2件の借入れ、(2)では一時借入金の概況、(3)では議会の議決を経なければ流用することのできない経費となっています。それぞれ記載のとおりであります。

以上が、事業報告書内容の説明であります。

8ページからは、平成29年度厚岸町病院事業決算報告書となります。

最初に、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算12億6,070万9,000円に対し、決算では12億6,996万3,477円となり、予算に対し925万4,477円、0.7%の増となっております。これは1項医業収益、予算8億8,613万6,000円に対し、決算では8億9,462万3,503円となり、予算に対し848万7,503円、1.0%の増となったものであります。

2項医業外収益では、予算3億7,457万3,000円に対し、決算では3億7,533万9,974円となり、予算に対し76万6,974円、0.2%の増となったものであります。

次に支出であります。1款病院事業費用では、予算12億3,392万1,000円に対し、決算では12億2,111万9,913円の執行で、1,280万1,087円、1.0%の不用額となっております。これは1項医業費用で、予算11億5,478万4,000円に対し、決算では11億4,581万588円の執行で、897万3,412円、0.8%の不用額であります。

2項医業外費用では、予算7,883万7,000円に対し、決算では7,530万9,325円の執行で、352万7,675円、4.5%の不用額であります。

3項予備費では、予算30万円に対し、支出がなく全額不用額となったものであります。

9ページです。

資本的収入及び支出です。

収入では、1款資本的収入では、予算1億8,094万7,000円に対し、決算では1億8,094万5,807円の執行となり、予算に対し1,193円の減となっております。これは1項企業債で、予算1,040万円に対し、決算でも1,040万円と予算と同額です。

2項補助金では、予算1億7,054万7,000円に対し、決算では1億7,054万5,807円と、予算に対し1,193円の減であります。

次に支出であります。

1款資本的支出では、予算1億8,094万7,000円に対し、決算では1億8,094万5,807円で、1,193円の不用額となっております。

内訳では、1項建設改良費、予算4,994万6,000円に対し、決算では4,994万4,890円、1,110円の不用額であります。

2項では企業債償還金、予算1億3,100万1,000円に対し、決算では1億3,100万917円で、83円の不用額となったところです。

次に、(3)棚卸資産購入限度額では、予定限度額1億7,680万7,000円に対し、執行額は1億5,002万384円となりました。これに伴う仮払消費税は1,111万2,620円となったところです。

10ページは、平成29年度厚岸町病院事業損益計算書。下から3行目収益から費用を差し引いた当年度純利益として4,511万7,637円の計上となったところです。

これにより11ページ、平成29年度厚岸町病院事業欠損金計算書であります。剰余金欄で、先ほどご説明した当年度純利益を当年度変動額として、4,511万7,637円を計上し、その額が差し引かれ、一番下の行、当年度末残高は当年度未処理欠損金として6億9,718万2,016円と減少したところです。

12ページは、先ほどご説明した計算書の結果を処理計算書として記載したものです。処理後の繰越欠損金を6億9,718万2,016円とするものです。

13ページから14ページは、平成29年度厚岸町病院事業貸借対照表であります。平成30年3月31日現在の財産状況を示すものであります。今年度は平成24年度で全額解消した不良債務が、平成26年度の会計制度改正の影響が残る中、入院、外来収入が伸びた反面で業務委託費など一般経費、看護師確保に係る諸経費がかさみ、1,894万4,743円の不良債務発生となりました。そのほかは記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続いて15ページには、注記事項を記載しています。記載内容はこれまで予算、決算提案で説明してきた趣旨と変更なく、新たな追加項目もありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、16ページはキャッシュ・フロー計算書であります。

1年間の資金の動きを項目、用途別に表記したものであります。

次に、17ページから20ページの収益費用明細書については、別に配付させていただいております認定第9号説明資料の平成29年度厚岸町病院事業会計決算に係る説明資

料により説明いたします。

始めに、1 ページ、収益的収支を消費税抜きで説明いたします。

款、項、目により、主な増減を説明いたします。

まず、収入であります。

1 款、1 項、1 目入院収益では3億966万5,082円で、前年度対比1,606万9,945円、5.5%の増。診療単価は減となっておりますが、患者数の増によるものです。

2 目外来収益では3億8,684万9,397円で、前年度対比431万8,455円、1.1%の増であります。患者数は減となっておりますが、診療単価の増が要因となっております。

4 目負担金では1億3,202万5,000円で、1,280万1,000円、10.7%の増。一般会計負担金で1,026万3,000円の増、浜中町からの厚岸郡救急医療確保負担金で253万8,000円の増であります。

次に、2 項医業外収益のうち主な増減として、4 目その他医業外収益では617万531円で、2,328万2,115円、79.0%の減。これは3年ごとに精算される退職手当組合の還付金が、昨年度2,300万円ほどあり、これが皆減となったことが主な要因であります。

6 目他会計負担金では1億8,759万7,000円、1,201万4,000円、6.8%の増。これは不採算及び小児科医療に係る必要経費の増加に伴う負担金の増であります。

7 目負担金交付金では2,713万9,970円、589万4,817円、27.7%の増です。老健こみからの負担金交付金の増です。これは主に看護師不足を補うため、病院からの看護師派遣に係る経費の増が要因です。

これにより、一番上の欄、病院事業収益合計12億6,490万7,519円、前年度対比で2,823万7,336円、2.3%の増であります。

次に支出です。

1 款、1 項、1 目給与費では7億769万7,779円で、前年度対比189万1,515円、0.3%の増。主に法定福利費、賃金で増のほか、職員手当等退職給付費で減額となっております。

2 目材料費では1億2,709万7,212円で、前年度対比31万9,499円、0.3%の増。主に入院患者増による薬品費で増となっております。

3 目経費では2億947万1,366円で、前年度対比1,003万5,623円、5.0%の増であります。

主な増減として、説明欄をごらんください。

旅費交通費で約194万円の増、医師採用等に伴う移転旅費の増。光熱水費で約146万円増、単価値上げによる増。燃料費で約190万円増、単価値上げによる増。委託料で約470万円増、これは受付事務委託料162万円、外壁タイル剥離調査委託料140万円、基準寝具病衣委託料90万円、臨床検査委託料49万円が主な要因であります。そのほかは、記載のとおりであります。

5 目資産減耗費では221万260円で、前年度対比84万3,100円、61.7%の増。医療器械更新に伴う廃棄資産の増であります。

次に、2 項医業外費用に移ります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費で4,198万6,394円、前年度対比488万5,864円、10.4%の減。企業債償還の利息の減額であります。

2目医療技術員確保対策費1,734万5,055円、前年度対比841万7,567円、94.3%の増。医師、看護師の紹介・派遣手数料で539万円の増、看護師派遣負担金で296万円の増が主な要因です。

これにより、病院事業費用合計での12億1,978万9,882円、前年度対比では1,894万1,854円、1.6%の増となっています。この結果、平成29年度B欄収益的収支差引で、一番下の行、4,511万7,637円の黒字収支となりました。

次に、裏面2ページ、資本的収支の説明を行います。増減の大きな項目について、ご説明いたします。

収入では1款資本的収入、1項企業債、1目企業債で1,040万円、前年度対比60万円、5.5%減です。非常照明用蓄電池設備改修工事に係る企業債です。

2項補助金、1目他会計補助金で1億5,674万5,807円、前年度比較541万3,574円、3.6%増。

2目国庫補助金1,380万円、前年度比較780万円、130%の増。それぞれ建設改良及び企業債償還金への補助金であります。

次に支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費1,341万円、前年度比較で70万円、134.9%増。先に説明の医療機械等全7台の更新であります。

2目建設工事費970万円、前年度比較55万円、5.4%減。非常照明用蓄電池設備改修工事であります。

2項では、1目企業債償還金1億3,100万917円、前年度比較472万5,940円、3.7%増。企業債4件分の当年度償還元金であります。

以上が、資本的収支の内容説明であります。

ここで、決算書にお戻りください。21ページをお開きください。

固定資産明細書です。(1)では有形固定資産明細書となっています。

最終22ページは、企業債明細書であります。今年度は新たに2件の借り入れが追加となっております。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、認定第9号 平成29年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） ただいま上程されました平成29年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、決算書本体の1ページから4ページの説明になりますが、平成29年度一般会計並びに各特別会計全体の決算額について、1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が140億5,860万1,000円、歳出では134億5,066万6,000円ということで、

歳入歳出差っ引き 6 億 793 万 5,000 円、歳入のほうが増という、このような全体的決算状況となっております。

一般会計初め各特別会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長のほうから報告があったとおりの内容でございまして、細部につきましては、皆様のお手元に配付をさせていただきました決算審査意見書、こちらのほうをごらんいただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付された平成 29 年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された計数につきましては、適正であり誤りがないものと認められたところでございます。

次に、これらの決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について、何点か申し述べさせていただきます。

まず、歳入関係であります。一般会計における自主財源の根幹をなす町税についてであります。ここ数年以上にわたって順調に推移してきておりまして、特に本年度は全体収納率、更には現年課税分の収納率が過去最高の形で確定をし、それに連動して当然ながら、翌年度への滞納繰越額も著しく減少してきておりまして、本年度におきましても、担当部署の努力を高く評価をさせていただくとともに、国保税等も含めまして、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消について、なお一層の努力を望むものでございます。

また、税外収入の中では、ふるさと納税による寄附金の増額が顕著であり、過疎対策債の特別分などの有効財源もあわせて、今後のソフト施策への活用を期待させていただくとともに、各種税外収入未済額の解消に向け、更なる努力を傾注していただきたい。

次に、歳出関係であります。一般会計を含め全体的に不用額が増加をしているものの、本年度は数字的及び事務手続き的にも、ずさんな予算の管理による不良な事例であるとか、予算流用事例は見当たりませぬ、全体としておおむね良好であったものと判断するところでございます。

今後とも、適切な公金としての予算管理と効率的なその執行に万全を期するよう、行政組織内部の総合チェック体制の維持に努めていただきたい。

最後に、平成 29 年度決算全体といたしましては、町長先頭に歳入財源の獲得努力と歳出経費の削減努力によりまして、多様な行政成果と事業実績を上げられる一方で、安定的に実質収支と備荒資金を含めた各基金等の残高をしっかりと確保したことに対して、その行財政運営を高く評価をさせていただくとともに、今後におきましても、健全財政を堅持しつつ、これらの基金等の積極的な活用により町民生活満足度が大きく向上するような各種行政施策を展開していただきますようご期待を申し上げ、一般会計及び各特別会計の決算審査報告とさせていただきます。

次に、平成 29 年度の厚岸町の水道事業会計及び病院事業会計について申し述べさせていただきます。

初めに水道事業会計から申し上げますが、前段の担当課長の説明と若干重複せざるを得ないことをお許し賜りたいと存じます。

まず、3 条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで、収入では 2 億 8,933 万 9,420 円に対し、支出では 2 億 5,821 万 7,895 円となりまして、差っ引き 3,112

万1,525円が当年度の純利益ということに相なりました。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みであります。収入の340万円に対し、支出では1億3,520万7,867円となりまして、差っ引き1億3,180万7,867円の不足額につきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額並びに減債積立金で補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで、収入では12億6,490万7,519円に対しまして、支出では12億1,978万9,882円、差っ引き4,511万7,637円の黒字決算となっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込みであります。収入の1億8,094万5,807円に対し、支出も収入と同額であり、差し引き収支ゼロということになっております。

以上、平成29年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成29年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸書類につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成をされ、また表示された計数についても適正であり、何ら誤りのないものと認められたところでございます。

なお、水道事業につきましては、平成24年度に引き続き、この平成29年度においての再度の水道料金改定に加え、産業活動を反映して、業務用の給水収益が伸びたこと、経費面においても、2年連続して融雪期の水質が非常に良好であったがために、薬品代等が大幅に節減されたこと、更には一般会計との経費分担の見直しによる補助金がしっかりと確保されたことなどなど、これらを主な要因として3,000万円を超える大幅な黒字決算が実現できたところでございます。今後におきましても、収益性あるいは採算性に重点を置く余りに、何より肝要な町民サービスと町民生活満足度を著しく低下させることのないように、公共目的を第一義とする公営企業として、種々経営努力を重ねられたい。

また、病院事業につきましては、平成26年度に国が実施した公営企業の会計基準の改正への対応に非常に苦慮しつつも、本年度も数値上は、こちらの会計においても4,000万円を超える大幅な黒字決算となりました。3年連続ということになります。これは常勤医師が当初5名体制なるも年度後半に1名減の4名体制となりましたけれども、それにもかかわらず入院患者数が結果として増加したことにより、収益的収入が伸びたこと、また会計基準改正の激変緩和措置の解除、これに伴いまして、不良債務対策として前年度と同様に一般会計からの補助金が増額されたこと、これらが主な要因となっております。

しかしながら、この補助金増額を持ってしても、会計制度改正の影響を完全に補填し切れず、約1,900万円ほどの不良債務が生じることと相なりましたが、今後とも厚岸町一般会計と緊密な連携関係をもって、可及的速やかに解消を図る方向で努力されたい。

町立病院は町民の生命と健康を守る公的医療機関として、今後ともその重要な使命を全ういたすべく、常勤医師の安定確保を初めとして、健全な病院事業の運営に鋭意努力されんことを期待するものでございます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告を終わらせていただきます。

- 議長（佐藤議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時26分休

憩

午前11時30分再

開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第9、報告第8号 平成29年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第8号 平成29年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページ。

平成29年度厚岸町一般会計等における（1）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字のため比率なし。②連結実質赤字比率、同じく黒字のため比率なし。③実質公債費比率11.8%、④将来負担比率65.9%であります。

当町に適用される早期健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成29年度厚岸町公営企業会計における（2）資金不足比率であります。いずれの会計も資金不足なしのため、比率なしであります。

当町に適用される経営健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第8号説明資料によりご説明させていただきます。説明資料の1ページをごらんください。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字額について標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の上段右側太枠で網かけしているところですが、比率はマイナス▲10.63%。この表記は、実質収支が黒字のためマイナスで表記しているところであります。公表の際には比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。一般会計と公営企業会計以外の特別会計への実質赤字額と地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。なお、この比率の算定に当たり、地方公営企業法が適用される公営企業会計において、平成26年度決算から適用された新たな会計制度の導入に伴う3年間の経過措置が終了となり、昨年度まで計上していた控除引当金等の項目が削除となっております。更に、資金不足額の算定に当たり、この経過措置の終了に伴い、資金不足額が生じた場合には、従前からの制度に基づく解消可能資金不足額を算定し、資金不足額から控除することとされております。

この解消可能資金不足額の内容であります。流動資産から流動負債を差し引いた結果、資金不足となった場合のみに適用されるもので、公営企業として事業を開設する際、施設の建設などの初期投資によって、事業開始時点から既に資金不足が生じていることを踏まえ、一定の算定方法により算出された額を現在の資金不足額から控除するとするものであります。

この経過措置の終了後を踏まえた比率であります。表の右下下段のとおり、マイナス▲16.05%、この表記につきましても、収支が赤字ではなく黒字のためマイナスで表記しているところであり、公表の際には、比率なしとなります。

表の下に前年度の比較を表記しておりますので、参考としてください。

2ページをごらんください。

実質公債費比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3カ年間の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載

のとおり、本年度の比率は11.08%で、前年度との比較では0.3ポイントの減であります。

3 ページをごらんください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を、標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は65.9%で、前年度との比較においては1.3ポイントの増であります。

4 ページをお開きください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。

水道事業会計マイナス▲94.6%、病院事業会計は資金不足額が生じますが、先の連結実質赤字比率でご説明した解消可能資金不足額の算定により、資金不足額が控除され、比率はゼロパーセントとなります。簡易水道事業、下水道事業会計ともに収支ゼロのため比率はゼロパーセントであります。4つの会計とも資金不足額がないことから、公表する際には比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第8号の内容説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第8号 平成29年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率、これらの報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、皆様のお手元に配付させていただきました別紙意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらのすべて4項目とも、早期健全化基準以下ということになっておりまして、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率につきましても、同様に基準内におさまりました。いずれも計数的には健全な範囲内の財政運営が維持されているということが言えようかと思えます。よって、当年度の厚岸町において、財政健全化法第3条第1項の規定に基づいて、町長から審査に付されました健全化判断比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類は、いずれも適正であり、誤りがないものと認められましたことを申し上げまして、監査委員としての審査報告とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 実質公債比率と将来負担比率について、お尋ねをさせていただきます。

まず、今代表監査委員より、この経営健全化審査意見書について述べられました
が、法的にはいずれもクリアしているということでのご報告があったわけですが、
その上で何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、実質公債比率11.8%についてお尋ねをさせていただきます。昨年よりは0.3
%改善している。この数字はそのとおりだと思います。実質公債比率は3カ年の平均
値でありますよね。そうしたら、平成、たしか27年、この表を見ていただきたいので
すけれども、ただいま説明をいただいた表の2ページです。実質公債比率の2ペー
ジ。右の平成28年の比率が12.1%、今年度が11.8%、その左側でございますが、平成
27年度が11.1、平成28年が12.16、平成29年12.2、当該年度は12.2%であります。単
純に言えば、3カ年の平均だから、平均にすると、今年は3%改善されてますよと言
っているのだけれども、実際にはですね、平成29年度は改善はされてなかったなとい
う判断をさせていただいたのですが。平成30年度に向けても、この3カ年の数字とい
うことになりますと、私はやはり厳しい数字になっていくのではないのかなと予想を
するのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） お答えさせていただきます。

今議員のほうからいろいろご説明いただいた部分、数字につきましては、この比率
は3カ年ということなものですから、そういったことで、ただ、ただというか、今回
の数字につきましては、26年度ですね、26年度の比率が結構高い比率のものがあった
ので、去年の比率とすればマイナス0.3に収まっているというようなことですが、
議員ご指摘のとおり、単年度比率で見ますと、上がってきておりますので、それ
はこの内容のとおりということになっております。

この増となった理由につきましては、基本的には公債費の部分が若干伸びてきてい
るということがあって、この比率が増になったということになってございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に、将来負担比率でございます。

残念ながら、1.3%ほど当該年度はアップになってしまいました。このアップにな
った原因、この要因についてお尋ねをさせていただきます。更には、私は将来負担比
率と実質公債比率はある程度連動しているという認識をしておりますが、それによろ
しいのでしょうか。

将来負担比率でございますが、これは僕の推測なのですがすけれども、消防庁舎の建設
が大きく要因しているのではないかなと理解をしておるのですが、更には30年後、30
年度以降もこの将来負担比率も恐らく、当該年度がこういう数字になったわけです
から、ある程度将来負担比率も、ある程度改善はできないだろうと。これから償還始
まっていくわけですから、今年をベースにした数字が基調になっていくのではないかな

という理解をしているのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） お答えさせていただきます。

まず、将来負担比率と実質公債比率の部分の関係でございますけれども、基本的には公債費には企業債の償還に充てるものについては、実質公債比率のみで算定しますが、将来負担比率につきましては、厚岸町全体が抱える要は将来負担額ということなので、この実質公債比率に加えられるのが職員の人件費ですとか、そういったものが新たに加わるという形になってございます。

そういった中で、今回のこの比率の上昇の部分でございますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、基本的には公債費の中で一番大きい部分につきましては、一般会計もそうなのでございますけれども、消防会計のほうで消防庁舎建てておりますので、そちらの分があって、そちらの財源についてはすべて厚岸町が負担ということになっておりますので、その分がこの比率に反映されて、比率が上昇してきているというような状況になってございます。

また、今後の動向ですけれども、こういった3カ年計画を立てた上で、いろいろな起債事業もやっていきますけれども、基本的にはこの比率の算定に当たって一番重要になるのが、交付税であったり基金残高であったりということになりますので、我々とすれば、何も事業をしないというわけにはいきませんので、起債事業を行いながらも適正な基金を確保した上で、財政運営を図っていきたいと考えているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 本計は財政の健全化を目安とした報告であると思って理解をしております。

私は管内的に見ても、決して低いほうではないという判断をしております。本町も少子高齢化、人口減、国はもう真綿を絞めるように交付税を削減をしてきております。決して楽観はできないと思うのです。だからといって、今課長が言われましたように、事業をするなということを行っているのではないですよ。消防もやっぱりしっかり建てていかなければならないし、これから衛生管理型の漁港整備、保育所の建設等大きな事業を目指してのわけでございますが、基本的には私はその事業に対して、厚岸の将来のためにきちっとやっていくべきだという思いではあります。いますが、財政の健全化というものもやはり、将来に人口が少なくなる、所得税が少なくなるだろうと。そういうものを見据えながら、その辺の兼ね合いというものをやはり長期的に、また当面5年とか10年で目指す数字というものも、事務方としてはある程度参考にして、次の計画でもいいんですけれども、このぐらいのものを目標にしてやってくよということであれば、単年度、単年度でぼんと、これやりますよ、これでは起債借りますよ、こういうことではまずいと思うんですよね。

そういうことで、先ほど課長から言われました、分母となるほうがある程度必要になると思いますので、基金、財調基金などしっかりこれからも見据えて、積んでいくとか、それからちらっと言われました職員の人件費。人口に合わせた職員の体制というものも適正な体制、ですけれども、町民へのサービスという部分では、一遍には削れないと思うのですよ。そういうものを視野に入れながら、財政の健全化に向けた、やはり担当部局としては、数字はやっぱりうそは言わないと思うのですよ。そういうものをしっかり見据えて、構築していただければ、この数字だけで、今年はよかったですね、これではまずいと思うのですよね。いかがでしょうか、代表監査委員。

●議長（佐藤議員） 代表監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） 今拝聴いたしまして、単なる単年度でなくて、これからのそういういろいろな大型の起債事業が入ってきます。そうすると、標準財政規模がベースのそういう将来負担比率なり、あるいは実質公債費比率、それらは当然ながら上がっていく。それらできちんとそういう調整をしていく、そこからで財政課長が言ったとおり、財政健全化が、そのバランスのとれた発展をしていくものだと、そのように思っております。

一応、単年度の報告ですので、我々監査としては、こういう言い回しにならざるを得ませんでしたけれども、その内々の趣旨というのは、ご質問者と全く同様でございますので、そういう視点から監査としてもチェック、監査をしてまいりたい、かように存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（佐藤議員） いいですね。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私のほうから、起債事業、今後に向けた部分になりますけれども、こういった起債事業、それぞれこれからやらなきゃならない部分がたくさんございます。そういった中でも、これは毎回申し上げさせていただいておりますけれども、起債事業の中にあっても、地方交付税措置が図られた起債を有効に活用させていただいた中で財源を確保ということで、可能な限り単純な借金を背負うということではなくて、そういった方策が図られている起債を中心に選択した上で、いろいろな事業を着手していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） よろしいですね。

他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

昼食のため、休憩いたします。
再開は午後 1 時からといたします。

午前11時50分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、議案第58号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算、議案第59号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第60号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第61号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第62号平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第63号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上 6 件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第58号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算から議案第63号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
始めに、議案第58号、議案書 1 ページであります。
平成30年度厚岸町一般会計補正予算（1 回目）。
平成30年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ116万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,744万2,000円とする。
第 2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。
2 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では 8 款 9 項、3 ページ歳出では 9 款20項にわたって、それぞれ116万4,000円の減額補正であります。
事項別により説明申し上げます。8 ページをお開き願います。
歳入であります。
14款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林水産業使用料、3 節水産業使用料、4 万7,000円の増。厚岸漁港若竹第 2 埠頭における污水管新設工事に係る仮設事務所及び資材置き場などとして町有地使用に伴う占用料の計上であります。
15款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、267万6,000円の増。番号制度システム整備補助金及び介護保険事業費補助金は、総合行政情報システムの改修に伴う補助金の増であります。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金、950万円の減。町営牧場隔離牛舎建設について、入札執行確定に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当減額であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、1億2,983万8,000円の減。床潭末広間道路整備事業に対する社会資本整備総合交付金について、配分額内示による減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金、1,600万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金について、道路橋梁維持220万円の減は、交付金の充当事業費確定に伴う減額補正。道路新設改良、1,520万円の増及び河川総務300万円の増は、充当事業の執行見込み減に伴い、振り替え充当するもので、充当事業は奔渡川改修事業であります。なお、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金208万3,000円の増。歳出計上の家畜衛生対策について、補助採択による増であります。2節農業費交付金、381万8,000円の増は、中山間地域所得向上支援事業交付金として新規計上であります。事業内容等は、歳出でご説明いたします。3節林業費補助金35万6,000円の減は、当該補助制度について、国の予算に対し都道府県からの要望額が過大となり、国において採択基準を設定した結果、不採択となったことから減額するものであります。5節水産業費補助金、850万円の増、歳出計上の厚岸漁港衛生管理型荷捌所整備事業に対する補助金であります。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金、35万8,000円の増。追加交付決定を受けての増額補正であります。

3項委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金、928万円の増。道議会議員補欠選挙費委託金であります。

18款、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金8,300万円の増。一般寄附金の300万円は匿名希望の方からの寄附金。ふるさと納税分8,000万円の増は、ふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額2億8,000万円を見込む予算計上であります。

4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金4,000円、新規計上。イオン北海道株式会社様からの寄附金。

5目農林水産業費寄附金、2節林業費寄附金100万円、新規計上。日本グリーン電力開発株式会社様からの寄附金。9節教育費寄附金、5目保健体育費寄附金、20万円、新規計上。匿名希望の方からの寄附金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、3目1節地域づくり推進基金繰入金91万5,000円の増。大地みらい信用金庫様からの寄附金を財源に積み立てた基金からの繰入金で、充当事業等は歳出でご説明いたします。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金3,959万6,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項6目3節雑入1,315万3,000円の増。主に牧草売払代は町営牧場で採草した牧草ロールに余剰が生じ、この売払代として214万円の新規計上。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金980万2,000円は、木質バイオマス利活用事業計画策定

に係る補助金の計上で、詳細は歳出でご説明いたします。

その他、説明欄記載のとおりであります。

次ページ、22款1項町債、2目民生債、2節児童福祉債2,060万円の増。

4目農林水産業債、3節水産業債、850万円の増。

6目土木債、2節道路橋梁債7,500万円の減。

7目1節消防債、240万円の増。それぞれ説明欄記載の事業について、事業費の執行見込みに伴う増減で、厚岸保育所移転改築事業債につきましては、北海道との協議を経て、緊急防災・減災事業の適債事業と認められたことによる新規計上であります。

10目1節臨時財政対策債140万円の増。発行可能額確定に伴う増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

12ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,212万2,000円の増。総務一般216万1,000円の増は、主に臨時職員1名分の賃金等の増。庁舎・町民広場は、執行見込みによる増減。ふるさと支援推進5,730万円の増は、寄附金8,000万円の増を見込むふるさと納税返礼品のほか、ふるさと納税のPRのための職員旅費ほかの増で、次ページ、ふるさと納税基金2,270万円の増は、寄附金の増に伴う当該基金への積立金の増であります。

4目情報化推進費436万9,000円の増。厚岸情報ネットワーク220万8,000円の増は、主にIP告知端末の更新に向けた先進地視察のための旅費のほか、電波法に基づく強化無線局の定期検査委託料129万6,000円の増であります。厚岸情報ネットワーク整備事業は財源内訳補正、厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備事業は職員旅費の増であります。総合行政情報システム整備事業180万8,000円の減は、介護保険システム改修費について、国からの補助金交付決定を受けて、別事業として振り替え計上したことによる減で、振りかえ先事業は、15ページ一番下に記載の総合行政情報システム整備事業、介護保険事業として205万1,000円の計上であります。総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備184万7,000円の増は、制度改正に伴うシステム改修費であります。

次ページ、11目財産管理費7,000円の増。資材購入費であります。

12目車両管理費44万1,000円の増。公用車のスタッドレスタイヤ購入費であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費5万4,000円の減。主に選挙管理委員会、連合会総会に伴う委員報酬、費用弁償の減であります。

2目道知事・道議会議員選挙費928万円の増。次ページにわたり、道議会議員補欠選挙の実施に伴う報酬ほかの計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,158万2,000円の増。多機能共生型地域交流センター4万3,000円の増は、施設用掃除機の購入費であります。保健福祉総合センター健康広場35万円の増は、主に施設及び公用車の修繕料であります。国民健康保険特別会計3,118万9,000円の増は、繰出金の増であります。

2目心身障害者福祉費422万7,000円の増。心身障害者福祉一般412万1,000円の増は、主に平成29年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金であります。地域訪問支援10万6,000円の増は、公用車のスタッドレスタイヤ購入費であります。

次ページ、4目老人福祉費22万7,000円の増。福祉バス運行7万2,000円の増は、車両修繕料であります。老人福祉施設15万5,000円の増は、主にデイサービスセンター窓ガラスの取り替え修繕料であります。

7目自治振興費27万7,000円の増。地域公共交通対策38万4,000円の増は、デマンドバス運行開始に伴う町民周知用消耗品の増のほか、駅舎内の待合用テーブルと椅子の購入費で、この備品購入にあっては、地域づくり推進基金を充当し購入するものであります。地域公共交通車両整備事業10万7,000円の減。主に購入車両の確定に伴う自動車損害保険料の計上のほか、事業施行見込みによる増減であります。

8目社会福祉施設費8万4,000円の減。次ページにわたり、各施設の保守点検委託料確定に伴う増減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費177万円の増。子ども子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査など、事前調査委託料の計上であります。

4目児童福祉施設費8万円の増。厚岸保育所非常口階段移設修繕料のほか、厚岸保育所移転改築事業は財源内訳補正であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費72万2,000円の増。次ページにわたり、主に備品購入費68万9,000円の増は自動血圧計2台の購入費で、1台は保健福祉総合センターあみか21に設置していた自動血圧計の故障による更新、1台は社会福祉センターに新たに自動血圧計を設置するための購入で、財源として地域づくり推進基金を充てるものであります。

3目墓地火葬場費12万6,000円の増。厚岸町斎場が使用不能となった場合において、町民が町外の火葬施設を利用せざるを得ないときにおける、火葬施設使用料の助成金であります。

4目水道費44万3,000円の増は、簡易水道事業特別会計繰出金の増であります。

6目子ども医療費30万4,000円の増は、主に臨時職員賃金の増であります。

2項環境政策費、1目環境対策費147万9,000円の増。主に林業費寄附金等を財源とする環境保全基金への積立金であります。

2目水鳥観察館運営費4万7,000円の増。厚岸湖・別寒辺牛湿原学術奨励制度を利用し、研究を行った研究者を講師として招き、特別講演を開催するとした講師謝礼金ほかの計上のほか、執行見込みを合わせての補正であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費55万3,000円の増。次ページ、農業委員会における道内視察研修に係る旅費ほかの計上であります。

2目農業振興費381万8,000円の増。中山間地域所得向上支援事業は、牧草地へのシカ侵入防止柵の設置について、補助採択を受けての新規計上であります。

3目畜産業費1,143万4,000円の減。家畜衛生対策208万2,000円の増は、家畜自衛防疫協議会への補助金として、BVD等検査委託料の増に伴うもので、補助金交付採択を受けての計上であります。町営牧場整備事業1,351万6,000円の減。委託料は工事監

理業務を委託により実施するとして404万4,000円の増、工事請負費は執行見込みによる減であります。

6目牧野管理費260万5,000円の増。次ページにわたり、主にバンガーサイロ腰壁ほかの施設修理費及び資材購入費の増であります。

7目農業施設費13万5,000円の増。尾幌酪農ふれあい館について、主に施設修繕のための資材購入費の増であります。

2項林業費、1目林業総務費980万3,000円の増。森林所有者情報活用推進は、財源内訳補正。木質バイオマス利活用計画策定は、公共施設において木質バイオマスによるボイラー等の設置の可能性を含めた利活用計画を策定するもので、補助採択を受けての新規計上であります。

4目林業施設費6,000円の増。施設修繕料であります。

3項水産業費、3目漁港管理費55万円の増。主に船舶給水施設の修繕料であります。

4目漁港建設費1,700万円新規計上。次ページにわたりますが、厚岸漁業協同組合が事業主体となり整備する厚岸漁港若竹第2埠頭の衛生管理型荷捌所の建設に係る実施設計費について、道補助金及び地元負担分を合わせた補助金の計上であります。

5目養殖事業費247万7,000円の増。カキ種苗センター22万7,000円の増は、海中用水中ポンプの修理費であります。カキ種苗生産86万2,000円の増は、海中用水中ポンプ及び海水ろ過槽の修理に伴う資材購入であります。水産増養殖調査研究138万8,000円の増は、主にカキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴う、調査分析用機器借上料ほかの計上であります。なお、この経費につきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を申請中で、交付決定を踏まえ、今後補正対応いたします。

6目水産施設費4万9,000円の増。主に施設修繕料の増であります。

6款1項商工費、1目商工総務費35万9,000円の増。次ページにわたりますが、消費者行政推進について、道補助金の増額交付決定を受けて、迷惑電話対策用品の追加購入費の計上であります。

3目食文化振興費51万4,000円の増。味覚ターミナル道の駅53万1,000円の増は、主にコンキリエの施設修繕料の増のほか、執行見込みによる補正増減で、厚岸味覚ターミナル整備事業1万7,000円の減は、事業費確定による減であります。

4目観光振興費5万4,000円の増。カキまつり期間中における厚岸駅と子野日公園を結ぶ送迎用バス運行委託料の計上であります。

5目観光施設費456万2,000円の増。子野日公園14万6,000円の増は、主に公園管理用消耗品の増。子野日公園整備事業441万6,000円は、公園内ステージ用電源ケーブルの地中化及びステージ本体が狭く、イベント開催時で支障が生じていることから、これを拡幅するための整備費として新規計上であります。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費73万5,000円の増。次ページにわたり、ダンプトラックのスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費339万5,000円の増。道路橋梁管理610万6,000円の増は、主に町道の修繕料及び町道補修用原材料費のほか増額補正で、建設機械等

整備事業271万1,000円の減は事業費確定による減であります。

2目道路新設改良費1億9,187万8,000円の減。床潭末広間道路整備事業2億483万9,000円の減は、次ページにわたり、この事業の財源である社会資本整備総合交付金の大幅な減額交付決定を踏まえ、事業内の事業費をそれぞれ調整増減するものであります。太田門静間道路整備事業につきましては、29国債分と30国債分、ともにそれぞれの事業内予算の組み替え補正であります。

次ページ、太田2号道路防雪柵整備事業1,450万円の増は、歳入予算でもご説明いたしましたが、この事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象事業であり、当該交付金の充当事業について、他の交付金事業の執行額が確定し減額となったことから、この事業へ振替充当するため事業費を増額するものであります。これにより、当初防雪柵92メートルの整備から、34メートル増の126メートル整備する予定となります。事業費支弁人件費は、対象職員数の減による減額であります。

3項河川費、1目河川総務費399万5,000円の増。河川管理162万円の増は、門静排水路の柵渠土留め板の補修に伴う修理費ほかの増であります。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業につきましては、42ページまでわたりますが、29国債分、30国債分を含めて、それぞれ事業内予算の組み替え補正であります。奔渡川改修事業340万円の増は、当該事業において設計変更が生じたことに伴い、設計変更委託料として新規計上であります。事業支弁人件費につきましては、先の道路新設改良費と同様に、対象職員数の減による減額であります。

4項都市計画費、3目下水道費409万9,000円の増は、下水道事業特別会計への繰出金の増であります。

5項公園費、1目公園管理費67万4,000円の増。次ページまでわたりますが、主に住の江丘陵公園の水飲み場の修繕料のほか、公園管理草刈り機の購入費であります。

6項住宅費、2目住宅管理費415万8,000円の増。町営住宅60万7,000円の増は、主に町営住宅管理用消耗品のほか、退去住宅にかかる各種の清掃手数料等の増であります。きのこ生産者住宅及び地域おこし協力隊住宅は、それぞれ修繕料の増であります。町営住宅等テレビ受信設備整備事業333万9,000円につきましては、町営住宅及び職員住宅のテレビ受信設備の整備に当たり、当初予算においては整備費を修理費の中で計上しておりましたが、整備内容がテレビ受信装置の購入整備へと変わったことから本事業へ振替計上するものであります。なお、この事業へ振替計上するに当たり、町営住宅の修繕料を減額することとなりますが、これまでの間において、修繕料が見込みを上回っていたことから、修繕料を減額措置しないこととしております。

8款1項消防費、2目災害対策費247万2,000円の増。次ページにわたりますが、主に津波避難階段整備事業238万7,000円の増は、当該工事費の積算業務について、委託により行うための委託料として新規計上であります。

3目消防施設費124万2,000円の減。消防自動車整備事業について、事業費確定による減であります。

9款教育費、1項社会教育費、2目生涯学習推進費7万3,000円の増。主に生涯学習活動7万円の増は、手話講座教室の開催に伴う講師謝礼金であります。

4目文化財保護費48万6,000円の増。厚岸の地名がついている植物アッケシソウに

ついて、保護・保全のため、町内での人工栽培候補地を選定するに当たり、適地となるかどうかを判断するための水質等調査委託料として新規計上であります。

6目情報館運営費22万3,000円の増。次ページにわたりますが、主に図書館バスのスタッドレスタイヤ購入費であります。

6項保健体育費、2目社会体育費89万8,000円の増。社会体育一般84万円の増は、平昌オリンピックに本町出身として初の出場、金メダリストとなった佐藤綾乃さんの功績をたたえるとともに、町内外へ広くPRするとして、展示用ショーケースの購入費であります。なお、展示品については佐藤家より寄贈を受け、コンキリエの1階ロビーに展示予定であります。スポーツ施設5万8,000円の増は、宮園公園パークゴルフ場のエアーコンプレッサーの故障に伴う更新であります。スポーツ振興は財源内訳補正であります。

4目学校給食費233万2,000円の増。賄い材料184万3,000円の増は、当町で製造されている牛乳については、これまで月3回程度学校給食で提供しておりますが、更に地元食材の利用拡大を図るとして、月6回程度の提供へと提供回数を増やし、地元の牛乳の消費拡大と魅力を広く発信するとして新規計上であります。なお、牛乳の提供に当たっては、釧路太田農業協同組合のご協力もいただき提供することとなっております。放射性物質検査機器保守点検委託料につきましては、昨年度までは消費者行政推進事業の補助事業として対応してまいりましたが、今年度からは補助金の減額措置等もあり、一般財源の中で従来どおり検査を継続実施するとして、48万9,000円の計上であります。

12款1項1目給与費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、変更であります。

緊急防災・減災事業2,300万円の増、辺地対策事業7,500万円の減、過疎対策事業850万円の増、臨時財政対策債140万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成29年度末現在高92億6,873万4,000円、平成30年度中起債見込額11億9,220万円、平成30年度中元金償還見込額9億7,613万3,000円、補正後の平成30年度末現在高見込額は94億8,480万1,000円となるものであります。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

次に、議案第59号であります。

議案書1ページであります。

平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）。

平成30年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,624万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,461万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、3ページ、歳出では2款2項にわたって、それぞれ3,624万9,000円の増額補正であります。事項別により説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

6款道支出金、1項道補助金、1目1節保険給付費等交付金27万円の増。歳出計上のシステム改修に対する交付金であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金3,118万9,000円の増。補正財源調整のための増であります。

11款1項1目繰越金、1節前年度繰越金479万円、新規計上。平成29年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費27万円の増。制度改正に伴う国保システム改修委託料の増であります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金3,597万9,000円の増。前年度交付の療養給付費等国庫負担金など精算返還金であります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続きまして、議案第60号であります。

議案書1ページであります。

平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成30年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ524万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,877万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、3ページ歳出では、1款1項にわたってそれぞれ524万3,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。8ページをお開き願います。歳入であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金44万3,000円の増。補正財源調整のための増であります。

8 款 1 項町債、1 目水道債、1 節水道事業債480万円の増。配水管整備に伴う事業債の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。歳出であります。

2 款水道費、1 項 1 目水道事業費524万3,000円の増。検満及び新設メーター整備事業29万6,000円の増は、新設メーター器 1 台の増、片無去浄水場整備事業は財源内訳補正。太田地区配水管整備事業は、太田郵便局の道路向かい付近で新たに水道管を布設するとして497万7,000円、新規計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条地方債の補正であります。地方債の変更は、第 2 表 地方債補正による。

4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正、変更であります。簡易水道事業480万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページをごらんください。地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄。平成29年度末現在高7,160万9,000円、平成30年度中起債見込み額2,360万円、平成30年度中元金償還見込み額92万3,000円、補正後の平成30年度末現在高見込み額は9,428万6,000円となるものであります。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

続きまして、事項第61号であります。議案書 1 ページであります。

平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ409万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億4,951万7,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1 款 1 項、3 ページ、歳出では 2 款 3 項にわたって、それぞれ409万9,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6 ページをお開き願います。歳入であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金409万9,000円の増。補正財源調整のための増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、2 目管渠管理費409万9,000円の増。主に湖北中継ポンプ場のポンプ修理及び補修用資材購入に伴う増であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費、補正額ゼロ。公共下水道事業補助分について、委託料1,075万2,000円の増は、平成31年度に整備を予定している白浜地区に

おける污水管及びマンホールポンプ所の新設工事に伴う実施設計と委託料の計上であります。備品購入費は、汚泥運搬用車両で汚泥運搬時における臭気対策を図るための設計変更等に伴い118万8,000円の増で、これら事業費の変更に伴い公共下水道工事費を振替減とする内容であります。

3款1項公債費、1目元金、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号であります。

議案書1ページであります。

平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

平成30年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,881万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,971万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款4項、3ページ、歳出では2款2項にわたってそれぞれ3,881万3,000円の増額補正であります。

事項別により説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、7目地域支援事業交付金、1節介護予防・日常生活支援総合事業交付金69万8,000円の増。

5款1項支払基金交付金、2目1節地域支援事業支援交付金115万4,000円の増。

6款道支出金、2項道補助金、3目地域支援事業交付金、1節介護予防・日常生活支援総合事業交付金36万9,000円の増。それぞれ前年度の介護保険事業の実績に対する精算交付分であります。

9款1項1目繰越金、1節前年度繰越金3,659万2,000円新規計上。平成29年度の決算における繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

5款1項1目介護給付費準備基金費1,369万9,000円の増。平成29年度実質収支額のうち、返還金を除く金額及び前年度の介護保険事業に対する精算交付分を合わせて基金へ積み立てるものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金2,511万4,000円の増。前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号であります。議案書1ページであります。

平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）。

平成30年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,387万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ66万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金66万6,000円、新規計上。平成29年度決算による繰越金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金66万6,000円の増。平成29年度決算における出納整理期間の4月と5月の保険料収入分を本年度の後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上をもちまして、議案第58号平成30年度厚岸町一般会計補正予算から議案第63号平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 本6件の審議方法についてお諮りいたします。

本6件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本6件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時41分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開します。

日程第11、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 第3回定例会に当たり、一般質問に先立ちまして、9月6日午前3時7分発生の北海道胆振東部地震でお亡くなりになりました41名の皆様に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたしますとともに、胆振地方はもとより本町においても先刻町長より被災にかかわる行政報告がありました。被災し損害を受けられました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

質問の1点目でございます。

北海道横断自動車道（道東道尾幌一糸魚沢間）の進捗状況について、お尋ねいたします。

町長、副議長が9月5日、早期完成を目指しまして、中央要請をしてきたところですが、国土交通省、社会資本整備審議会地方小委員会で、開発局が2ルート案を示し、その案は予想以上に町の中心部近くを通る案となっております。中心部により近くインターチェンジが設置されると、利便性や町の将来の発展により影響を及ぼすと考えます。早期完成を熱望し、4項目についてお尋ねをいたします。

1項目め、平成30年度の進捗状況と完成までの見通しについて。

2項目め、町はアンケート調査を実施しておりますが、その結果をどのように評価されていますか。

3項目め、開発局の2ルート案は、町は、2ルート案を町はどのように捉え、どちらの案を要望されますか。

4項目めです。進捗状況について、町民の声を聞き、官民一体となりオール厚岸で早期完成に向けた取り組みが、私は不可欠と考えますが、町の取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目です。

成人式について、質問いたします。

成人式は、実行委員会が行っていますが、町の考え方についてお尋ねします。民法改正で2022年4月から成人年齢は20歳から18歳となります。

私は、18歳から対象すべきと考えますが、本町の対象年齢は何歳となりますか。もし18歳となれば実施年月日は、またその対象者は何名となりますか。

18歳からとなると、就職や入学間近い時期です。晴れ着の用意も必要です。対象者への早期周知が必要ではないでしょうか。

新成人が成人式へ出席するのに、衣装にこだわらず参加できるような配慮が必要ではないでしょうか。また、場合によっては、参加奨励のための財政支援を考えるべきではないでしょうか。

更には、成人式は新成人が直接参画するなど、人生の門出、深い思い出となるように成人式を挙げるべきではないでしょうか。

3点目です。

給食費についてです。

食材費が値上がりしておりますが、現状の給食費で成長期の児童生徒へ十分に給食が供給できておりますか。給食費は十分なのでしょうか。

白糠町は給食費の全額助成を今年から実施しております。本町は受益者から負担していただくという視点から困難と言ってきておりますが、私は子育て支援の見地から全額助成を、無理とすれば一部助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の北海道横断自動車道（道東道尾幌―糸魚沢間）の進捗状況についてのうち、始めに「平成30年度の進捗状況と完成までの見通しは」についてであります。平成29年度開発予算において、個別路線の事業化に向けて調査を進める箇所として尾幌―糸魚沢間が認められ、平成29年8月25日に、国土交通省社会資本整備審議会の北海道地方小委員会が開催され、計画段階評価手続の進め方、地域及び道路の現状と課題、地域意見の聴取方法について審議されました。

その後12月には地域意見聴取として、地域住民や道路利用者への尾幌―糸魚沢間の地域課題や必要な道路機能などについてのアンケート調査が北海道開発局により行われたところであります。

平成30年度におきましては、6月21日に尾幌―糸魚沢間の2回目の北海道地方小委員会が開催され、二つの概略ルートが示されたところであります。

今後の見通しにつきましては、資料でお配りした工程表のとおり、現在路線の整備方針に関する地域意見聴取の準備などが、北海道開発局により進められておりますが、現時点において、事業化が決定されていないことから、完成までの見通しを示される段階ではないことをご理解を願います。

次に、「アンケート調査結果への町の評価は」についてであります。昨年12月に北海道開発局が行った国道44号の沿線自治体住民や道路利用者に対するアンケート調査では、地域の将来を見据えた課題として、釧路市への速達性、物流の輸送効率化、災害時の通行止め、周辺市町村との連絡性、移動時間による観光の阻害について伺っており、回答者の7割以上が各項目を課題であると感じている結果でした。

また、尾幌―糸魚沢間に必要と思われる道路機能として、医療拠点への速達性、安全・安心な道路、災害時に利用できる道路、輸送効率が高い道路、定時制が確保される道路の各項目において、回答者の8割以上が必要であると感じている結果となっております。

町では、これまで関係団体と連携しながら、安定的な物流経路の確保や安全な道路交通の確保による地域の活性化を図るため、北海道横断自動車道の尾幌―糸魚沢間の整備要望を行ってきており、アンケート結果は町の考えと合致しているものと捉えております。

次に、「開発局の2ルート案を町はどのように捉え、どちらを要望されますか」についてであります。配付した資料にありますとおり、全区間の現道の国道44号と別路線にする別線整備ルート案と、部分的に現道を活用する一部現道活用ルート案の二つの概略ルート案が示されております。

別線整備ルート案につきましては、津波浸水予測範囲を回避し、環境面への影響に最大限配慮し、安全性や速達性、耐災害性が優れているなどとされております。

一方、一部現道活用ルート案につきましては、現国道を部分的に活用し、局所的な改良を行いますが、一部に環境に配慮が必要な範囲を通過するほか、急な上り坂が残るため所要時間を余り短縮できず、更に津波浸水予測区域では道路をかき上げるための整備費用が増加するなどされております。

こうしたことを踏まえると、生活や産業への効果が期待される高速道路の早期整備を願う町としては、整備費が抑えられることから、完成までの期間が一部現道活用ルート案と比較して短くなり、速達性や耐災害性などにすぐれる別線ルート案が望ましいと考えており、今後行われる地域意見聴取時に、その旨を伝えたいと考えております。

次に、「進捗状況について、町民の声を聞き官民一体となり、オール厚岸での早期完成に向けた取り組みは」についてであります。先に申し上げましたが、北海道開発局による地域意見聴取として、二つのルート案について、国道44号の沿線自治体住民や道路利用者へのアンケート調査が行われる予定となっておりますので、町としては町民の皆さんへアンケートの周知と回答の呼びかけを行いたいと考えております。

また、早期完成に向けた取り組みとしては、厚岸町や厚岸町議会も構成員となる北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会において、引き続き強力に要望活動を行うほか、北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会や釧路地方総合開発促進期成会などの各団体においても、機会あるごとに要請活動を行うこととしておりますので、こうした要請活動への私の参加はもとより、構成団体となる町内の各経済産業団体にも積極的な、呼びかけたいと考えております。

なお、2点目の成人式においてと3点目の給食費については、教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 続いて、2、成人式について、お答えいたします。

「成人式は実行委員会が行っていますが、町の考えをお尋ねします。民法改正で2022年4月から成人年齢は20歳から18歳となります。」のうち、1点目の「私は18歳から対象とすべきと考えますが、本町の対象年齢と、もし18歳となれば、実施年月日は。また、そのときの対象者は何名となりますか。」についてであります。本町では、前年の4月2日からその年の4月1日に20歳になる方を対象に、その年の1月5日に成人式を実施しておりますが、2022年度に実施する成人式の対象年齢と実施時期につきましては、今後国が実施のモデルケースを各自治体に提示することから、

その内容を参考に検討したいと考えております。

また、対象者につきましては、2022年度に20歳になる方が85名、19歳になる方が98名、18歳になる方が75名で、対象年齢が18歳からとなりますと、この年度では3学年分を同時に実施するため、合計で258名になります。翌年の2023年度は18歳になる方が対象になりますので、84名になります。

次に、「18歳からとなると、就職や入学間近い時期です。晴れ着の用意も必要です。対象者への早期周知が必要では。」についてであります。2022年度の成人式を実施するに当たり、対象年齢と実施時期を早期に決定し、対象者や保護者が混乱を生じないように、できるだけ早い時期の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、「出席者が衣装にこだわらず参加できるよう配慮が必要では。また、場合によっては参加奨励の財政支援を考えるべきでは。」についてであります。衣装につきましては、特に指定はなく出席者に任せていることから、出席者が衣装にこだわらず参加できるような配慮や、出席者への参加奨励の財政支援については考えておりませんのでご理解願います。

次に、「成人式は新成人が直接参画するなど、人生の門出となる成人式にすべきではないですか。」についてであります。ご承知のとおり、本町の成人式は実行委員会を設置し実施しておりますが、今後につきましては、多くの新成人にも参画していただき、新成人の意見を取り入れた成人式の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、3、給食費についてのうち、「(1) 食材費が値上がりしていますが、現在の給食費で成長期の児童生徒へ十分に給食が供給できていますか。給食費は十分なのでしょうか。」についてであります。学校給食はエネルギー、タンパク質、カルシウム等について、年齢別に一人1食当たりの栄養摂取基準が定められています。

給食の献立は、これらの基準を満たした上で提供しており、児童生徒が将来にわたって望ましい食習慣になるよう配慮し、できるだけ変化を持たせ、より安価な食材を活用し適切なバランスをとりながら、現在の給食費で提供しています。

しかしながら、今年の長雨や日照不足などの天候不順により野菜が高騰し、前年比価格でキュウリ2.2倍、キャベツ2倍、タマネギ1.5倍、大根1.3倍、白菜1.2倍など、ほとんどの野菜が値上がりしており、このまま推移すると今年度は約150万円収入不足となる見込みで、給食費に転嫁した場合、1食10円程度値上げしなければならない事態となっております。

この対策として、本定例会の補正予算に計上させていただいておりますが、学校給食センターの事業需用費の賄い材料費として、地場産の牛乳を公費負担し、保護者からいただいている牛乳代金を野菜高騰分に充てることにより、現在の給食費の値上げを行わず、給食を提供できるものと考えております。

次に、「(2) 白糠町は給食費の全額助成を今年から実施。本町は受益者から負担していただくという観点から困難と言ってきていますが、私は子育て支援の見地から、全額助成を無理とすれば一部助成を考えるべきでは。」についてであります。今年度の給食費は小学校で1食当たり212円、中学校で1食当たり261円となっております。

平成26年度に消費税率の改定があり、消費税の増税分3%を上乗せし、現在の給食費となっており、平成13年度から実質的な増額はしておらず、食材の選定及び納入の方法の改善、更には調理方法の工夫をすることで、給食費の現状維持に努めております。

先の答弁のとおり、今後においても、天候不順等による野菜等の高騰や消費税の増税などにより追加の財源が必要となった場合は、給食費の値上げではなく公費により給食費一部助成をしていきたいと考えておりますが、ご質問にありますとおり、子育て支援の観点からどのような助成ができるか、検討していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 横断自動車道について、お尋ねをさせていただきます。

資料をいただいたのですけれども、先ほどの町長の答弁では、見通しについては、現状までの報告については分かったのですけれども、すぼんと切られたというかな。まだそこに至ってないので、今後については分かりませんと、こういう答弁だったと理解をさせていただきました。

それではですね、今後のスケジュール等について、もう少し詳しく説明をしていただきたいのですが、まず、この点いかがでしょうか。この図面いただいたのですけれども、現時点では、小委員会が開催されたよ、今後2回目はこうありますよと、そういう答弁はないんですよね。いかがですか。

●議長（佐藤議長） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 1回目の町長の答弁にお答えしておりますけれども、今後については別線ルート案と現道ルート案というのを、沿線の地域住民にお示しして、これはアンケートの形で郵送でされるとされてますけれども。

（「議事進行」の声あり）

●議長（佐藤議長） どうぞ。

●南谷議員 そのことについて、1点目の入り口です。今後のスケジュールについて、どういうふうに、役所としてのスケジュール、僕の質問の仕方が悪いかもしれないけれども、見通しについてはいつ頃、何年先、今後どういう制度でどういう仕組みというのは我々はあんまり分からないのですよ。町民もきっと分からないと思うのですよ。そういうことで、そのスケジュールというのだけれども、小委員会がこうやれて今後どうなっていくんだという、組織の動きというものをまず簡潔にお答えいただきたいなと思います。

●議長（佐藤議長） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 北海道開発局では、高速道路の事業化決定までに第三者機関である北海道地方小委員会というところに、開発局の考えを示し、その概略、ルート決定をします。これが事業化決定に結びつくというスケジュールでございます。

その決定を受けた後に、北海道開発局については開発予算、予算化を図り、実施設計に入っていくと。いわゆる詳細なルートを決めていくということになります。現在は概略ルートですので、幅1キロぐらいとされています。その中で、詳細なルートを決めていくと。その段階で、どの区間をどういう工法で行うだとか、さまざまな現地調査だとか、いろいろな機関との調整が入ってまいります。もちろんその前に用地の取得というのも絡んでまいりますので、そういった手続を一つ一つ踏んで完成に向かっていくということございまして、現在はまだ事業化もなってございませんので、そういったいつ完成の見通しとかというのは全く語れる段階にはないということをご理解いただきたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） なお、私からつけ加えさせていただきますが、先ほどお話ありましたとおり、9月5日要望させていただきました。その内容といいますのは、今2回目の地域意見聴取を早期に実施していただき、その後の第3回目となる地方小委員会を早く開催していただきたいという要望をしまいたところございまして、お話ししましたとおり、それじゃスケジュールどうなるのかということになりますと、なかなか厚岸町としては、また国もそうありますが、動きがとれておりません。そういうことで、早期に何とか、第3回目の小委員会を開催できるようにということで要望してまいりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 次に、アンケート調査については、評価については、私もいろいろ資料を出したんですけれども、町の考えと町民の声が合致しているということで安堵したところございまして、このルートなんですけれども、この図面もいただきました。もう少しできれば、大きくてはっきり分かるような図面が欲しかったなど。

それから、今言うように、先ほどの答弁で、どっちがどっちのルートなんだか分かんないですね、この図面で。一回も、資料要求しているんですけれども、そのアクセスもないんですよ。今朝ですよ、この図面もらったのは。それで判断せ、これでは僕では一回目見たらもう少し大きくしてくださいやと。どこの地区のどう通るのかというのが、やっぱり少なくとも道新には1カ月ぐらい前に出ていますよ。僕は正式にきちんとした手続で資料要求しているんですよ。いかがですか。

- 議長（佐藤議長） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 北海道新聞で報道されていると思いますけれども、その図面についてはポンチ絵みたいな感じで。こういった詳細なルートにはなっていないと思います。ただ、地図に線を引いただけ、概略の地図。それで、この図面については、開発局が小委員会にかけた図面そのものでございます。同じものをご提示させていただいたと、開発局の了承を得てですね、という前提でございまして、それについてはご了承いただきたいと思っております。

それで、ルートですけれども、別線ルートというのは、この青い濃いラインですね。長目に通ってます。それと、現道ルート案というのは、点線が現44号のところ若干ついてます。尾幌側と、それから糸魚沢側と。で、緑のラインのところ、これが現道と違うルートを通るということで、明確に違いが、重ねることによって分かると思ひまして、この図面を提示させていただきました、といった内容でございまして。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 そうすると、別線ルートというのは青いルートだと。そうすると、町としては現時点では、青いルートのほうが、先ほどの答弁では、よりいいのではないかなと。私も聞いていて、そうかなというふうに理解をさせていただいたのですが、そういう認識でよろしいですね。

- 議長（佐藤議長） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） そのとおりでございます。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 町民が、これから町民のほうにきちっと説明をして、町民が望むルートをやっぱり聞き取らなければならないと、私は思うのです。で、その場合、先ほどから町長、私はね、一生懸命取り組んでないと、町は、厚岸町は取り組んでないということをお願いしたいのではないんですよ。この問題は、やっぱり厚岸町だけではまずいと思うのです。近隣町村に同意を得なければならないでしょうし、根室まで、釧路市から根室までの、それから関係町村の協力の理解がなければ、厚岸町だけが飛び抜けるわけにはいかないわけですが、まして、中間部分でございまして、それにしても新聞のほうが早いのですよね、我々よりも。まあ、当然なのかもしれないのですけれども。もう少し、町長は一生懸命陳情なり、そういうことはやっていると、私も認めます。議長も副議長も取り組んでいる。それは分かるのですけれども、会議やアンケートも産業団体、商工会、農協、漁協、中心ですよ。ですけれども、多くの町民は道新で見るだけです。厚岸町においたって、町の前に看板かかっているだけ。あと何も分かんないんですよ。現に、総産の委員会だってこの件について、中間報告なんかないんですから。いかがですか。

やはり、しっかり厚岸町挙げて、取り組んでいく、やっていると思うのです、汗流して。それは分かるんです。せっかくやっているんだから、そういうことをやはりきちっと町民に知らしめるべきだと思うし、庁内だけ、役場の中だけが一生懸命なのですよ。入ってくるところに垂れ幕ありますよ。役場に来ない人は分かりません。町民にもっと、こういう問題で多くの町民が、こういうことに町として取り組んでるんですよと、そういう姿勢というのかな。産業団体に言ったからいいんだ、私は違うと思うんですよね。多くの町民にアンケート、せいぜい町民はアンケート調査に参加しただけですよ。これでは僕は盛り上がりませんと思うのですよ。町長だって陳情に行ったら、厚岸町挙げて取り組んでるんだ、こういう運動展開をしていますよ、そういうものをやっぱり事務方では企画するべきだと思うんです。いかがですか。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

まず、釧路根室間119キロあるんです。いまだに未着工なのです。そういう中で、釧路根室間の、先ほども答弁いたしましたけれども、これ厚岸町の問題ではなく、釧路根室間を何とか早期に完成させたいという期成会の願いの中で、おかげさまで厚岸区間の尾幌一糸魚沢間が具現化しつつあるという段階にあるわけであります。

また、住民との関係であります。2年前になりますか、大集会を開催させていただきました。福祉センターにおいて。約800名の参加をいただいて、意思の周知をさせていただいたところでもあります。これも国にも伝えてあります。町民挙げての結集というものを、国のほうにも伝えておるわけでありまして、更にまた、要請活動においても、今言った期成会のみならず、地元だけの要請もさせていただいております。産業団体、関係団体、更には町議会、更には私ということで、それぞれ要請活動の集積が今日を迎えているということについては、ご理解をさせていただきたいと思っております。

それと、マスコミが優先しているということではありますが、マスコミはただ国が発表する情報載せているだけであります。これは我々も十分に承知をいたしております。また、ここで議論しているのは、概略のルートです。まだ正式な決定ではないのです。ただ、線を引いて、こういう考えでいるということでありまして、厚岸としては、実は今2ルートを概略ルートとして案が出されておるということをお話をさせていただき、また報道されておるわけではありますが、何といたしましてもやはり費用の問題、お金の問題ですね。それと時間の問題等々も配慮する中で、私どもといたしましては、別ルートのほうがいいであろうと。利便性等も考え、また時間の短縮効果等も考えてですね。それから工事というのは時間がかかっているのです。それぞれの高速道路の工事日程を見ますと、大体10年以上もかかっています。そういうこともあるわけでありまして、我々といたしましては、何とか早期に事業化ができるように、現段階では要請をしているのだと。ですから、具体的な話がないとかいう段階ではないのです。ですから、そういうこともご理解をいただければ、これからの運動も更に事業化に向けた強力な展開をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただき

いと存じます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。

成人式についてでございます。これもあれなんだよね。僕は端的に一つずつ聞いてるんだけど、随分回りくどく書いてくれたなど。もう少しはっきり言ってほしいんですよ。現時点では判断つきませんよと、教育長、こうですよ。教育長はどう考えているのですかと聞いているのですよ。厚岸町は、教育長は教育長として、みずから実施してどう捉えているか、こういうスケジュールだっということが全然見えないのです。いかがですか。

●議長（佐藤議長） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、例えば18歳からというふうに18、19、20を対象としますとといったときに、例えば18歳は、多くは高校3年生、卒業式もまだ迎えていない高校3年生ですよ。ですから、2023年度からは今度は18歳になったときに、私としてはこれからちょっとまだ日にちがあるので、考えなければならないこと、検討しなければならないことがたくさんあると考えております。そんなことも含めまして、はっきりと厚岸町としてこうですよという回答は、今回は避けさせていただいておりますし、国のほうからどんなようなモデルケースの中身が示されるのか、それも実際にちょっと手にとって検討のときの材料にしたという思いもありまして、今の段階で厚岸町の今後の成人式のあり方をこうしたいということは答弁は避けさせていただきましたので、ご理解願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 国の考えを待つのも考え方ですよ。でも全国の中でもう既にそういう取り組みを、姿勢をしているところもありますよね。それは周りの空気見て判断していくことも大切なことだと思います。でもやはり、やっぱり目の前にあるものを一つずつきちっとした方向性を探っていかなければならないんでないでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 教育長。

●教育長（酒井教育長） まだ教育委員会の中で検討して、具体的に検討しているわけではありませんが、私としましては、例えばの話でお聞きいただきたいのですが、成人式という名称がどうなのか。例えば、法的には成人年齢が18歳になる。しかし、だからといって18歳からを対象とした成人式と言われるものを開催しなければならない、それがふさわしいのか。それとも、先ほども言った、さまざまなまだまだ乗り越

えなければならぬ、解決しなければならぬ課題があるものですから、例えばですけれども、従来どおり二十歳をお祝いする会ですとか、そうすると対象者が20歳ということになりますけれども。そのことも含めまして、もう少し具体的に検討を加えていく時間が必要だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 入り口でこの調子であれば、次に聞いても意味ないのですよ。不確定なものについて想像、議論は僕する気ないですから。

それでは、この問題はここで止めます。成人式の実施の仕方なのですから、確かに毎年成人式に私も出席をさせていただいております。前よりも、担任の先生のビデオレターや児童生徒のバンドが入ってくるとか、いろいろ工夫はされていると思います。ですけれども、直接その成人が参画する、企画する、やはり変わって、新成人が本当に思い出に残るような、みずからが実施できるような成人式にさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議長） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（高橋課長） お答えさせていただきます。

実は、新成人の参画ということですが、今年の1月に行いました成人式においても、昨年の段階から新成人になられる方の意見を、一部なのですが、取り入れて行うことを初めてやらさせていただいております。来年1月に実施する成人式においても、昨年は一部の声だったのですが、更に実行委員会とは別に新成人の手の企画会議なるものを立ち上げて、その意見を聞いて実行委員会ともすり合わせを行い、新成人が思い出に残るような成人式を行おうということは、今年の年度初めから企画しておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 ぜひ、新成人の皆さんが、一生に一度のことですから、しっかり思い出になるような成人式にさせていただきたいなと思っております。

次に参ります。

給食費でございます。これも何か、さっきの答弁聞いていたら、何とも納得できないのですよね。先ほど、補正予算で説明ありましたよね。ミルク代3回を6回にするから、180万円だという、税財政課長の説明がありました。で、先ほどの答弁ですと、やりくりしているのではないか。僕の聞いているのはそういうこと聞いてない。今年は足りているのか、どうなのかということを知っているのですよ。かみ合っていないのですよね。僕は1週間以上前に質問書出しているのですよね。もうちょっと誠実に答弁してくださいや。

改めて確認をさせていただきます。給食費は現状で足りているのか、足りていない

のか。いかがですか。

●議長（佐藤議長） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 教育長のご答弁にもありましたとおり、現時点で昨年と比べて、野菜の高騰分等ありまして、このままで行きますと約150万円程度足りない、収入不足になるという状況でございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 そうしたら、その後の答弁で、ミルク代だって補正しますよと。そういう答弁でなかった、説明でなかったですよ。僕はどうしたらいいんですか。今回、おたくらで上げている補正は、ミルク代の分ですよ。僕は一般質問しているのですよ、この議案もらう前に。どうなっているのですか。

●議長（佐藤議長） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 補正との違いということでございますが、もう一度、再度説明をいたします。

本年度の対応については、地場産の牛乳をもっと飲んでもらうために、現在月1回太田農協の極み牛乳を10月以降月2回にしたいと。それと、森高牛乳さんも月2回やっているところを月4回にして、3回のところを6回に増やして、その分を今回の補正184万3,000円に計上させていただいております。

なお、地元の牛乳を公費負担することに伴って、保護者からいただいている牛乳代金を野菜高騰分に充てると。これが150万円程度ということで、給食費を値上げせず、この分を高騰分に充てていきたいと考えておるところでございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 議長、残りあと何分ですか。（「まだ15分ぐらいあります」と発言する者あり）

ありがとうございます。

おかしくないですか。流用するからどうのこうのって、現実がそうなのかもしれない。僕は、足りないですか、足りてるんですか。足りないですよ。補正予算で片っ方では180万円ミルク代に上げますよと言っているのですよ。でも現実、教育長の答弁では、その分を活用しますよ。そんな話ってないと思うのですよね。もうちょっと誠実に答弁してくださいや。そうでしょう。僕は心配して、子供たちのためにどうなんですか。足りてるんですか、足りてません。流用しますよ。今後どうするのですか、それじゃ。もうちょっと前向きに答弁してくださいや。答弁して、その場過ぎればいいんですか。そうではないでしょう。将来を担う子供たちのために。もうちょっと真

摺に答弁してくださいよ。

●議長（佐藤議長） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 180万円と150万円の違いがあるということだと思いますが、現に今北海道給食会から牛乳を提供していただいております。かなり低価格で46円ということでございます。極み牛乳は低温殺菌牛乳、当然それよりも高いと。また、森高さんも高いということで、今聞いている中では、約63円から64円ぐらいという、1食分に当たります。その部分の差が今回、この30万円という差になっているということでございます。

それから、今後の考えでございますけれども、31年度また32年度以降についてもですが、31年も同様、野菜の高騰分や来年10月以降に消費税が導入される予定でございますが、追加の財源が必要になった場合は、追加の財源をこの公費負担としていきたいと思っております。

32年度以降についても同様であります。また、それ以上の助成については、今後財源の問題もあります。今後町の財政部局と協議しながら、検討してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 当初、この質問したときと答弁が、僕の思いと随分ギャップがあるんですね。今後について今答弁やっと思ったのですけれども、今までは過去に4番石澤議員が2回ほど一般質問してますよ。消費税が上がる時はどうですか。何とかしたらいいんじゃないですか。それから、2年前にも給食費の負担を、町の支援をとということだけれども、税の公平性、いろいろな立場からまだまだと言ってきているんだけれども、今回私の質問した関係では、現状でミルク代がどうのこうのって、これまた分かりますよ。それはそれだと思うのですよ、僕。でも野菜が高騰してきてるよ、本来給食費というのはじまかいするべきだと今までずっと答弁してきてるのですよ、教育委員会は。なのに、足りなくなってきた現状があるよ。それは今後、今年上がって来年少がるとは限らないと思うのですよ。そうすれば、来年以降も足りなくなるだろうと、僕はそういうレベルで言っているのではないです。白糠では既に給食費を無料にしてるよと。町が補填しているわけでしょう。そこまで行かないかということを質問しているのであって、現実にその前の段階だと。それで今回、平成30年度においては野菜の高騰分については、やはりきちっとこういう考え方に基づいて給食費については、今までは支援してきてなかったのだけれども、今度はするぞと。来年以降についてはこうなんだと。こういう答弁をいただかなければどうするんだ、ということについての考え方をきちっと説明をしてください。

●議長（佐藤議長） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長）　今まで助成をせずに、町の支出は困難であると。今後は検討していきたいというような、この根拠の差があるという部分のご質問だと思いますが、まず原則学校給食というのは、学校給食法で給食にかかる経費の負担区分を定めてございます。学校給食の施設設備や職員の人件費、修繕費等は学校の設置者、つまり町が負担すると。それ以外の経費、具体的に申しますと、食材費と光熱水費であります。これらは保護者が負担することとされております。厚岸町では保護者の負担軽減のために、学校給食法で保護者が負担とされております光熱水費についても町が負担をして、施設設備や人件費合わせますと公費負担で、平成30年度で年間約6,000万円程度となっているところがございます。光熱水費を町が負担しているということで、保護者が負担していただくのは、厚岸町の場合は給食費の材料費のみということになります。

それで、違った、これからは分かった点でございますが、法の解釈ということで、ご質問でございます平成30年度から白糠町が全額無償化になったということで、白糠町に聞いてまいりました。道教委を通じて文科省に聞いてるということでございますが、先ほど説明したとおり、施設設備等は設置者の負担、それ以外の光熱水費、材料費は保護者の負担となっているのは間違いございません。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされており、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではないということでございます。そのため軽減の方法に制約はないということが新たに分かったということでもあります。

以上のことから、無償化しても法的には問題がないということでございますので、ご質問にもありますとおり、子育ての見地や食育の推進にもつながるということでございます。今後、追加の財源が必要となった場合は、給食費の値上げではなく、町に対して予算要求していきたいと考えております。それ以上の助成についても、無償化に向けて一部助成なのか、または全額なのか、それも含めて今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員）　8番、南谷議員。

●南谷議員　税財政課長にお尋ねをさせていただきます。

今まで、今聞いたとおりだと思うのです。私も、今まで石澤議員が一生懸命言ってきた。なるほどな、僕もそうだよなと思ってきてた。でも現実、伺ったら、足りない部分があるぞ。ミルク代を運用するよ。それはいい方法ではないと思うのですよ。やはりきちっとそういう問題に対して、だめならだめ、きちっと受益者に、保護者の皆さんに負担をしてもらうのならしてもらう。そうでしょう。でなかったら、今年はこのことですから、補正してくださいということで、そういう説明でなければ私は納得できないですよ。きちっと説明するのであれば、議案を上程するときそういう説明してくださいよ。片っ方ではそういう答弁で、こっちはこっちで、僕の頭ではなかなか理解できませんよ。

今、管理課長がありました。財政的には理事者のほうで、しっかり持っている、財

源を持っているわけですから、管理課長がただいま答弁された、苦渋の発言をされたと思ってるのです。これを受けて、町としてもやはり今年度はこれで収まるのかもしれませんが。そういうふう理解をさせていただきました。今年度の分については、今回の補正で収まるよ。来年度もこのまま行けば足りなくなる可能性はあると思うのですよ、僕は。今の状況の経済状況でいけば、それは新年度予算のときにどうなるのでしょうか。それから、今後について検討されると言われたのですけれども、どうするのか、何でどういう会議の中でどういうふうにしていくのだということ、きちっと詰めなければならないと思うのですが、税財政課のほうとしてはどのように考えているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 財政課長にという答弁でありましたけれども、この課題は政策的なものも絡んでまいります。町長の政策としても、十分に町民に理解を求めていかなければならない大きな課題でございます。そういう意味で、私から答弁をさせていただきます。

るる教育委員会から答弁がありました。教育委員会としては、将来に向かってはそのような考えでいるという覚悟のようではありますが、我々財政事情等も踏まえ、その実現に向けて町長としても努力をしなければならないことであろう。このように考えておりますので、新年度に向けて、どのような経費負担を、父母の軽減をやるのか、または完全な給食費を無料にするのか。るる考えながら、教育委員会とよく相談をし、更にはまた総合教育会議の、私は座長でもございます。そういう意味においても、教育総合会議においても検討しながら、今の答弁を頭に置きながら、来年の予算に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は本定例会におきまして、先に通告をしました4件について質問をさせていただきます。

1点目は、小中学生の重い通学かばん対策について。

1として、小中学生の通学時のランドセルやかばんが健康や体の発達に影響を与えかねない重さに達していると問題になっているが、当町の状況はどうか。また、負担軽減について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

2件目は、介護予防・日常生活支援総合事業について。

1点目、利用実績はどのようになっているのか。

2点目、問題点の検証はされているのか、お伺いをいたします。

3件目として、独居高齢者などの緊急時における基本情報の共有について。

1点目、独居の高齢者等が自宅で体調不良等のときに、緊急連絡先や身体状況についての基本情報について、関係者が共有することができているのか、お尋ねいたします。

4件目は、使用されていない学校や保育所の屋外に設置されている遊具について。

1点目として、管理はどのようにされているのか。また、今後どのようにするのかを質問いたしまして、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） 12番佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

始めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてのうち、「利用実績はどのようなになっているのか」についてであります。全国一律に介護保険の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、町は平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所相当サービスへ移行することとし、それまでのサービス利用者については、介護認定の切りかえに合わせ、平成29年度の1年間で順次移行を進め、すべての利用者の移行を完了しているところであります。

利用実績であります。介護予防訪問介護については、平成29年2月の利用者数は32人でしたが、移行後の介護予防訪問相当サービスの今年7月の利用者は43人と増加しております。

介護予防通所介護についても、平成29年2月の利用者は24人でしたが、移行後の介護予防通所相当サービスの今年7月の利用者は30人と増加している状況にあります。

また、地域支援事業で行っていた介護予防事業については、総合事業の中の一般介護予防事業に変更しておりますが、従前と同様の内容で業務委託を行っており、元氣いきいき教室については、平成28年度実績が延べ436人、平成29年度実績が延べ490人の利用であり、貯筋サロンについても平成28年度実績は延べ115人、平成29年度実績が延べ122人の利用であり、順調に推移しているものと考えております。

次に、「問題点の検証はされているのか」についてであります。総合事業へ移行の際に言われていた問題点としては、特に今まで利用していたサービスを利用できない人が出てくるのではないかと、サービスの質が落ちるのではないかとといったものがありました。介護予防訪問相当サービス、介護予防通所相当サービスとともに利用者は増加しており、特に介護予防通所相当サービスでは、介護認定を受けていない方でも、地域包括支援センターにおいて25項目の基本チェックリストを活用して、サービスにつなげた方が3人おり、従来より利用の間口が広がり、利便性が向上しているものと考えております。

また、サービスの質の問題についても、従来の介護サービス事業所が対応していることから、サービスの質の低下はないものと考えております。

一方、介護資格を持たない地域住民やボランティアが担い手となる多様なサービスの提供については、新たな事業の取り組みに至っていないことから、今後の課題とし

て捉えているところであります。

次に、独居高齢者等の緊急時における基本情報の共有について、独居の高齢者等が自宅で体調不良等のときに、緊急時連絡先や身体状況についての基本情報について、関係者が共有することができているのかについてであります。独居の高齢者等が自宅で体調不良になったときの対応として、町では緊急通報装置の設置を行っており、現在67人に設置しております。この装置の設置に当たっては、協力員が2人必要となっており、高齢者等からの依頼によるものであることから、その協力員とは情報が共有されているものと考えております。

また、自治会と厚岸町社会福祉協議会及び町が協力し、災害時等要援護者登録事業を行っております。この事業では、緊急情報キットかけはし、これは高齢者が筒状の容器に緊急連絡先やかかりつけ医、持病の状況などを記載した登録票を入れ、冷蔵庫に保管しておくもので、駆けつけた救急隊がキットから情報を確認し、医療機関に情報を伝達するなどの取り扱いをすることとなっており、現在11自治会372人が登録されております。

登録票の情報のうち、住所、氏名等については、所属自治会、厚岸町社会福祉協議会、厚岸消防署、厚岸警察署、町立厚岸病院及び町で共有しておりますが、身体状況等の詳細までは共有しておりません。

一方、高齢者の情報を蓄積している機関としては、地域包括支援センターがあり、日常的な業務や隔年で行っている独居高齢者へのアンケートなどにより、収集した情報をシステム入力し蓄積してきております。

しかし、これらを合わせてもまだ高齢者等の一部の情報であり、内容も詳細なものになっておらず、関係者の情報共有は部分的なものとなっております。情報を共有するには、情報を把握する必要がありますが、すべての独居高齢者の緊急連絡先等の情報を把握することは、信頼関係の構築に多くの時間を要することなどから困難な状況にあり、個人情報保護の観点からも情報共有については適正な対応が求められているため、非常に困難な問題であると考えております。

続いて、4点目の使用されていない学校や保育所の屋外に設置されている遊具等について、管理はどのようにされているのか、また今後どのようにするのか、についてであります。私からは保育所についてお答えをいたします。

町が設置した保育所において、屋外に遊具のある閉所した保育所は、床潭へき地保育所、尾幌へき地保育所の2カ所となっております。

床潭へき地保育所は、平成23年3月に閉所した後、床潭保育所運営委員会が平成27年3月の閉所まで運営していましたが、その際に、今後児童数の状況によっては再開する可能性もあるとしていたため、遊具の撤去は行わず、保育所の入り口に柵を設置して立ち入りを禁止しているところであります。現在、閉所後3年を経過しており、今後の対応について、改めて床潭自治会と保育所再開の可能性について協議を行い、その結果により取り扱いを検討していきたいと考えております。

尾幌へき地保育所は、平成20年4月より尾幌自治会へ使用を許可しておりますが、遊具も老朽化している状況にありますので、改めて尾幌自治会と今後の取り扱いについて、協議をしていきたいと考えております。

なお、町が認可外保育所として運営費を助成し、今年3月に閉所した若松保育所のあった若松地区集会所及び片無去保育所のあった片無去地区集会所の遊具は、既に撤去しております。

1点目の小中学生の通う通学かばん対策についてと、4点目の屋外に設置されている遊具等についてのうち、教育委員会が所管する事項については、教育長からお答えをいたします。

●議長（佐藤議長） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 1、小中学校の思い通学かばん対策について、お答えいたします。

（1）小中学生の通学時のランドセルやかばんが健康や体の発達に影響を与えかねない重さに達していると問題になっているが、当町の状況はどうか。また、負担軽減について、どのように考えているのかについてであります。また、本町の小学校3校及び中学校4校において、児童生徒が使用するかばんの学校指定は行っておらず、保護者が用意したかばんに学用品を入れて持ち運んでいます。

児童生徒が使用している教科書は、従来のものに比べて写真や図解の説明が多用されるようになり、小学校ではA4サイズの教科書が多くなっていると同時に、学習指導要領の改訂で指導内容が増加したことに伴い、10年前に比べてページ数は約3割増加しており、従来に比べて教科書の重量が重くなっています。

通学かばんの中身は、6時間授業の場合において国語や算数の教科書とノート、資料集、宿題等の用紙、筆記用具などで、その重量は約3.5キログラムとなります。更に、学習の内容に応じて、国語辞典やリコーダーなどを持参すると約5キログラムとなります。また、児童生徒が通学時に持ち運ぶ学用品には、習字道具や絵の具セット、裁縫道具、水泳用具やスケート靴、中学校は部活動の用具などがあります。これらは毎日使用するものではなく、当該の学用品を使う日に持ち運んでおり、この際に通学かばんの中に入れていたり、手提げかばんやリュックサックに入れて持ち運ぶ状況であります。

教育委員会としましては、成長途上の児童生徒にとって、登下校時に過度な重量となる学用品を持ち運ぶ状況は、健康面において配慮すべきと考えています。また、背負うかばんのほかに習字道具等の学用品を手提げかばんやリュックサックで持ち運ぶことによる歩行時の安全性について、健康面と同様に配慮すべきと考えています。

北海道教育委員会は、9月12日付通知、児童生徒の携行品に係る配慮について、において、教科書やその他の教材等が、宿題や予習・復習等の家庭学習で用いることの重要性を踏まえつつ、教科書やその他の教材等のうち、何を持ち帰らせるか、何を学校に置くことにするかについて、保護者等と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、地域の実態を考慮して、携行品の重さや量について検討し、適切な配慮を講じるよう各学校に求めています。

町内では、既に学用品の一部を教室内や特別教室内の所定の場所に置いて保管することを実施している学校もありますが、教育委員会としましては、北海道教育委員会

の通知に基づいて、町内小中学校に対して、9月13日付通知で適切な対応をするよう指導したところでございます。

続いて、4、使用されていない学校の屋外に設置されている遊具等について、お答えいたします。

(1) 管理はどのようにされているのか。また、今後どのようにするのか、についてであります。屋外に遊具がある町内の使用されていない学校は、旧床潭小学校、旧厚静小学校、旧尾幌小中学校の3校で、それ以外の閉校している学校の遊具は既に撤去しています。

管理状況は、旧床潭小学校及び旧尾幌小中学校の鉄棒は使用禁止の看板を設置しており、旧厚静小学校は鉄棒とブランコがありますが、正面入り口にロープを張って立ち入り禁止にして、学校敷地に入れなくなっております。

今後の対応については、残っている遊具を早急に撤去していきたいと考えております。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子さんの議員の質問は、再質問は、休憩後としたほうがいいでしょう。そういうふうにさせていただきます。

それでは休憩いたします。再開は3時30分からとします。

午後2時56分休憩

午後3時30分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

12番、佐々木亮子議員の一般質問再質問から行います。

12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 それではまず1点目、小中学生の重い通学かばんについてですが、これから保護者などとも連携をして、検討していただけるということなのですから、これあれですか。既にされている学校もあるとなってますけれども、これ今後全校統一した内容ということで、何かそういうものが作られていくのでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） お答えします。

町内の小学校、中学校、それぞれの校種によって状況が変わってまいりますので、学校と保護者の中で連携していただきまして、対応していくことになると思います。そういうことですので、町教委から、この教材については学校に置いてくださいとか、そういうような状況にはならないとご理解いただければと思います。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ということは統一ではなくて、その学校、学校によって、例えば絵の具セットは置いていってもいいよと、ほかの学校ではそういうものは全部持ち帰りなさいよということで、それぞれの学校によって全部内容が違ってくるといことなのででしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 基本的なところですけども、現在において、絵の具セットですとか、習字道具、比較的両手がふさがってしまうようなものについて、これらについては学校に置いていくというところが増えてきております。今まだすべての学校が対応できているわけではないのですが、そういうようなことで検討をいただいているところがあります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、この件に関して、子供ですとか、あと保護者に対して、実態調査というのでしょうかね。どういったものが負担になっているのか、そういった調査というのは、これされないのでしょうか。やっぱり実際にかばんなどを使っている子供たち、あるいは保護者の方の意見というのをやっぱり参考にすべきだと思うのですが、そういう点についてはどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） まず、指導室と各学校のほうで状況について確認をさせていただいているところがあります。その中において、現時点まで保護者のほうから、児童生徒のかばんが重くて、通学に支障を来しているという、そういうような声というのは学校のほうには寄せられていないという状況が分かりました。またあわせて、教育委員会のほうにも、そのような声は届いてはいないというところがあります。ただ、報道等がかばんが重たいというところは広く周知されているところがありますので、そういう部分も踏まえて、これから保護者のほうが各学校、または教育委員会のほうにそのような状況を伝えてこられるところもあるかもしれません。その状況を踏まえて対処はしていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私も全員ではないですけども、何人かの子供たち、あるいは保護者の方にどう、重いということで、ちょっと確認をしてみたのですが、ふだんはそんなに感じないのだけれども、やはり重い辞書を持っていくときだとか、そういうときはやっぱりすごく重いと思うというような、いつも重いというわけではないの

ですけれども、ただやはり子供の大切な発達に影響を与えかねない、まだかねないということですので、そういったことも今危惧されていますので、それぞれのやはり実情に合わせて、これしっかり配慮していただきたい。そして、学校によって、置いていくもの、それを保管している場所というのがすべて整っているのかどうか、必要であれば、その保管場所ということもあわせて検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

●議長（佐藤議長） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 個人の所有物であるわけですね。習字道具にしても絵の具セット等にしてもですね。現状、実は中学校においては、絵の具セット、これはすべての学校において、学校の美術室のほうの棚で保管されている状況があることが確認されました。美術室は都合施設ができるという部分において、そういうところにおいては個人の所有物の管理というところは、比較的精度の高い状況で行われていると感じております。

小学校のほうなのです。基本的には、小学校にも図工室という部分が設置されているわけですけれども、そちらのほうの絵の具セット等を保管する、そういう容量、キャパシティーはあるわけですけれども、そこに鍵をかけて保管するだとかというような状況にはまだ至っていないところがあります。そういう部分においては、学校と協議した中で対応を考えてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひ子供たちの発達に少しでも影響がないような、そういった配慮をこれからしていただきたいと思いますということで、次に行きたいと思います。

次2点目、介護予防・日常生活支援総合事業についてなのですが、順調に行っている、人数も増えているということで、答弁をいただきました。それで、私ちょっと心配している点が、一般介護予防事業があります。その中で、予防の把握事業というのですか、そういう事業があります。その中で、ここに出ているようなチェックリスト、あるいは訪問などで、対象者を訪問、把握するということになっているのですけれども、これどのように実際実施されているのでしょうか。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 介護予防の方については、今回チェックリストで3名の方が病院につながっているということで、それは通所事業ということでデイサービスのほうにつながっているということですので、基本的に介護の認定の申請があって、その方々についてはその結果によって、ケアマネージャー等がついて対応されていくので、それは制度に向かっていくのですけれども、向かっていかない方についてのことだと思います。その方々については、私どもで、包括支援センターのほうで2年に

一度、当初は65歳以上全員ということでアンケート調査をやっていたのですけれども、平成29年度、27年度と29年度については、70歳以上の単身の世帯の高齢者の方、それから75歳以上の夫婦での、夫婦で二人とも75歳以上の高齢者の方の世帯を抽出しまして、その方々にアンケート調査をやっております。このアンケート調査で、最終的には民生委員さんの力なんかも借りて、全件の確認をしております。その中で心配な方がそのアンケートの中で出てまいりますので、その方々に包括支援センターのほうアプローチをして、そういうサービスが必要だというようなことが出てくれば、そういうこの総合事業につなげるというようなことをしております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 2年に1回のアンケート調査ですよね。それじゃ2年間間空くのですよね。この間というのはどう対応しているのですか。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） なかなか全件まとめて実施するというのは、毎年できないものですから2年に1回と。その中で、心配な方については当然チェックされますので、そこに対しての対応というのは、アプローチをする対応はその都度していく中で必要に応じてサービスにつなげるというような対応をしております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それは2年ごとですよね。それでアプローチしていくのは分かったのです。調査をした。その調査の年以外のときに、新たに心配な方というのって出てくるんじゃないかなと。可能性もあるんじゃないかなと思うのです。その間、このアンケートに頼らない、ほかにそういう方を見つけるというのですか、そのためにふだんはどういうことをされているのでしょうか。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的には、包括支援センターを保健福祉総合センターに置いております。困り事ですとか、それから何か心配事がある、あるいはほかの方があそこの人がちょっと心配だというようなこと、そういうようなことについては、包括支援センターのほうに相談をいただきたいと思っています。何かあれば包括支援センターというふうに、私どもは言うておまして、そういう中で情報をいただいてアプローチをするという対応をしております。

●議長（佐藤議長） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 相談をしていただきたいとって相談に行ける方はいいんだと思うのです。実際相談に行けない方、そういうことの発見ということ、発見をすると。実際に相談に行ける方は、まず自分で行けるからいいです。周りで気づいてあげられる方もいいです。そうじゃない方への対応として、訪問、例えば訪問ですね。そういう方を発見するために、この事業の中で訪問ということも位置づけてますから、そういうことはされてないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） アンケート調査の中で全件返ってくるわけではありませんで、当然全件確認をするためには訪問、それから電話、それからどうしても連絡がとれない方には地域の人に聞く、そういった対応でできるだけ、そういう漏れがないように対応をします。それは2年に1回と言われればそうですけれども、そういう毎年やればいいですけれども、なかなかそこまでは行けないので、そういう対応をさせていただいております。

そのほかに、いろいろな相談事、それから心配だというような部分というのは、今ケアマネージャー、それから訪問ホームヘルパーさん、それから民生委員さん、それから各自治会の皆さんからもこういう心配な方がいるというような情報は、少しずつといいますか、かなり入ってくるようになっております。そこに対しては、当然訪問をして対応をすると、確認をして対応をするというような対応は常に実施しております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 そういう情報が入ってこない方ですよ、要は、問題は。ちょっと私このほかの、最近ですけれども、やはり独居、高齢者の方で、もうちょっと対応が早ければ結果が違っていたのかなという例。あるいは早く対応ができて、うまく見つけられたというのですか、そういった例。そういったことを聞くのがすごく多いんですね。やはり、最悪の状況にならないためにも、やはりこういう方たちを早期発見というのですか、早く関係部署と結びつけてあげるといことがすごく大切なんだと思うのです。それがやはり、うまく回っていないんじゃないか、機能していないんじゃないかという危惧がどうしてもあるのですけれども、そういったところはどうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 現実問題として、高齢者の方、すべての情報を把握することは実際にはできません。当然毎年65歳以上の方も増えてまいりますし、70歳以上の方も増えていきますし、そういう中で実際に100%その方々を確認をするということは現実問題としては無理だと思います。

そういう中で、できるだけそういう方々に近づいていくためにということでアンケートなんかで、少しずつそういう方々の把握というのをしてきていますし、そういう中で包括支援センター、何かあったら包括支援センターということがあって、今年まだ半年しかたたない中で、今年になって4月以降、実は4人の方の救急搬送に包括支援センターが繋がっております。そこに来るにはやはりアンケート調査で把握を、状況は聞いていても、現実には緊急連絡先も教えてもらえない方もいらっしゃいます。すべてが協力をいただけるわけではなくて、何しに来たのというようなことから始まる方というのはたくさんいらっしゃいます。そういう中で、やはり信頼関係をつくっていかないと情報ってとれませんので、そういう意味では、もう実際のそういう詳しい情報をとるといえるのは本当に大変なことだと思っております、簡単にはできません。

ただ、包括支援センターに何かあったら連絡をくださいということ、いろいろな機会で言っているものですから、地域の住民の方、それから自治会の役員の方、それから民生委員さん、それから別居している家族の方、この4人が今回包括支援センターのほうに、ちょっとおかしいんだというようなことの情報を受けて、そして包括支援センターの職員が対応した状況で、救急車に、搬送につなげたというのが、今回本当に4月以降、今まで4件ありまして、そういう意味では、包括支援センターがそういう、少しずつ認知が広がってきていて、そこに情報が集まることによって、いろいろな方と連携して対応ができると。対応するということが少しずつできるようになってきているんだと思います。そういう意味で、包括支援センターでは、アンケートも含めて情報を蓄積してきていますので、少しずつそういう取り組みを強めていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 関係者も頑張っているとは思いますが、せっかくだからいいこういった事業をやっているわけですから、やはり地域との、地域あるいは関係者との連携をもっともっとやっぱり深めていただきたい。そして一人でも多くの方を早期発見というのですか、サービスにつなげられるような、そしてサービスをもっともっと展開できるような、そういった事業展開をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお話しさせて、お答えさせていただきたいと思いますが、今厚岸は人口減でございます。しかしながら、一方高齢者の世帯が増えております。数字上具体的にお話しいたしますと、平成20年は65歳以上の世帯が2,161世帯でありました。平成30年度は2,324世帯になっております。すなわちこの10年間で人口増ではなくて人口減の中で、老人の世帯数が増えていると。すなわち10年間で235世帯が増えておる実情でございます。そういう意味においては、独居老人に対する政策というものをなお強くしていかなければならないことは、今佐々木議員からお話があった

とおりであります。町は町としてはもちろんであります、民間にもお願いをさせていただいておるところであります。すなわち、見守り協定を結んでおります。例えば、水道の検針員とか、郵便局とか、それから荷物を配達する人とか、そういう会社等も協定を結んでおるわけでございますので、更に実例としては、残念ながら亡くなられたという方も実際にいるわけであります。そういうことを、できれば命を大事にする体制というものを、特にこういう傾向にありますので、政策として強力なものにしていかなければならない。そのように考えておりますので、町はもちろんですが、民間と相携えてやっていかなければならない、大きな課題であるという認識を持っておるところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひ今後とも施策の展開をしていただきたいなと思って、次の質問に行きます。

次、独居などの高齢者等の緊急時についてなのですが、町のほうでもいろいろされていると思います。それで、情報の共有ということで、一つの方法、手段として実際的には社協がやっています緊急キットのかけはしというのがあります。避難誘導だとか、あるいは緊急搬送のときだとかというところで、この緊急情報キットかけはしというのが使われる、情報提供されるとなっていますね。これ、実際に実績というのでしょうか、どのぐらい実際に使われているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 緊急キットが冷蔵庫に入っているものを活用がされたというのは、4件と聞いております。町立病院だけで4件ということで、ちょっとほかのところの確認はできておりません。実は、その情報キットというのは、そこに登録票というのが入っていて、その中にいろいろな情報が入ってます。それはそのキットに入っているものと、それから町で持っているものと、ということで、書いてある中身については自治会、それから消防、警察もそれは分からないんです。共有されているのは住所、それから台帳としてそれぞれに行っているのは、住所とお名前とそれから連絡先、ただこの連絡先も電話番号も書いてない名前だけのものなので、なかなかそれを活用してその連絡先を探すというのは、ちょっと難しい状況にはあります。あくまでそのキットで持病なんかも含めて分かる情報というのは、そのキットの中だけで、ほかには共有はできていないという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ただ冷蔵庫、例えばさっき言いました民生委員さんですとか、自治会ですとか、また町の関係者、それから警察、そういったところが情報の提供ができると書いてますよね。緊急時の場合、その冷蔵庫を開けて見るということのも実際可

能なのですよね。その情報が提供されている方というのは、どうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 冷蔵庫にキットが入っているということは表示がされておりまして、救急隊は行ってそこに入っているというのが分かれば、それを開けて見て、お医者さんに伝えるという形になります。ただ、ほかの方はそれが分からないと、その情報を見ることはできないので、各自治会、警察等に回っているのは一覧表のものしか渡ってませんので、その情報は見ることはできないと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 緊急キットにならないじゃないですか。冷蔵庫に入っているものを、例えば民生委員さんが何かがあって、本当に緊急だという場合に情報を知りたいというときに、冷蔵庫が、冷蔵庫の中にある、それをあけて見る。そういった情報の共有というのはできないんですか。情報の提供と共有というのは、どう違うのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この緊急キット、それから要援護者台帳ということで、それを作成するに当たっては、その登録票は自治会の皆さんがそのお宅に行って、そしてそれを渡して、それにご本人が書いて封をして返すというような形になっていまして、自治会の方もその情報を見ることはできないのですね。ただ、その消防とか警察とか、社協とか、そういうところに対して、そういう登録している台帳を共有をするという部分をご本人の了解も得てやっていますので、それは共有をしています。あとは、そのものを見ないと中は分かりませんので、それを本当に緊急のときに見るといえるのは、分かっているかあるかも、当然緊急時はそんなことを言ってもらえませんので、それはあるのかなと思いますけれども。

すみません。それでご本人の了解を得てそういう台帳にして、ほかの機関に渡すということは了解を得ています。緊急キットを自分でその中に入れて置くというのは、それはその情報を町のほうにももらうことにしていますので、それはもらいます。ただもらう間に自治会の皆さんが見ることとかというのは、できないようになっている。ただ、緊急のキットは冷蔵庫に入れてあるというのは、表示を冷蔵庫にもしてありますし、すみません、ちょっと承知してなかったのですけれども、玄関にもしてあることですので、緊急のときにそのものを本当に見て、そこにあるということでそれを伝えるということは、そこにいた方ができることには、そういうふうに表示をしていますので、できるということになっています。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ある程度緊急キットについては分かりました。でもさまざまなことをしていますけれども、やはり民生委員さんとかに話をちょっと聞くと、なかなかやっぱり自分たちのできるところにも限界があるし、情報もなかなか、情報収集もなかなか限界があるというようなことも言っていますので、ぜひやはりこういった大切な情報、例えばこういった緊急キットを、民生委員さんは本当に緊急なときは見ていいんだよですとか、やっぱりそういった情報の共有ですとか、あるいは問題点の共有ですとか、そういった方を関係者の方たちで、そういった共有する機会というのをしっかり増やしていただいて、共有をするということを増やしていただきたいと思うのですが、その点については、今後どのように考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この緊急キットを実際に対応していただいている自治会というのは11の自治会でございます。32あるうちの11ということで、なかなか全町には広がるというのは難しい状況にあります。これはやはり自治会の取り組みとしても大きな負担になりますし、それから情報を渡すほうの方々もかなりそういうものを出すということに対しては抵抗がある方もいらっしゃいます。なので、そういう中で、どこどこにそういう情報がありますよということを、どんどん広げていいのかというと、またそれはちょっと反対の意味で、利用者にとっては困るというような部分もあります。その辺は、もう少しいろいろな話を、お話を聞いて考えていきたいなと思います。ただ、共有をするという部分では、民生委員協議会もありますし、それから社協でもってそのキットの取り扱いをする会議も持っておりますので、そういった中でそういう報告もしておりますし、そういう中で周知をしていきたいなというのは、社協のほうとも相談はしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 広げろということではなくって、情報の共有というのは。課長が最後に答弁をしたように、やはり関係者のところでしっかりこういったキットも含めて、情報の共有ということができる場をぜひつくってほしいというのですか、その中でしっかり共有をしていただきたいというようなことので言ったので、決してもっとほかの人に個人情報もありますからね、広げろということでは無いということでは理解をしていただきたいと思えます。

ほかにも情報システムですとか、いろいろな対応をしていますので、今後更にこれも展開をしていっていただきたいと思いますが、今後の展開についてはどのように考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 情報の共有というのが、ちょっと私どもちょっと敏感になるのですけれども、やはり情報を言いたくないという方は本当に多くいらっしゃいますので、そのところは本当に気つけなくちゃいけないなと思います。ただ、公的な部分でのそういう民生委員さんですとか、自治会ですとか、そういったところでのこういう取り組みの情報の共有というのはやっていきたいと思います。

それから、包括支援センターでやはり今いろいろな、何というのですかね、目で見ていただいて情報を包括支援センターにいただいて対応できる形、少しずつできてきておりますので、それを進めていきたいと考えております。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 それはぜひ進めていただきたいと思います。あと何分ぐらい、15分ぐらいありますか。（「15分ないです。あと6分30秒。」と発言する者あり）

ありがとうございます。

次、4点目に行きたいと思います。それで使われていない屋外の遊具なのですけれども、尾幌の、旧尾幌保育所跡、これ私もちょうと見てきたのですけれども、誰でも入れる状態になっています。尾幌の方たちの希望もあると思うのですが、誰でも入れるオープン状態になっています。遊具ももうほとんどぼろぼろというのですか、さびてもうすごい状況になっていて、外見上も、これはいかがなものかというようなことで見てきたのですけれども、誰でも入れる状況にある。それから、そういった遊具があるということで、これ管理、ふだんの管理というのは、どのようにされているのですか。例えば付近の子供は遊ばなくても、例えば夏休みでお孫さんが帰ってきた、その子供がそこに入って遊んだり、そういった管理、事故がもし起こらないとも限らない、そういったときの管理というのはどのようにされているのでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 尾幌へき地保育所につきましては、尾幌自治会のほうに貸しつけをしていると、使用を許可しているということで、あそこの園庭含めて、草刈りもすべて自治会のほうでやっていただいている状況なので、基本的には自治会のほうにお願いをしております。ただ、おっしゃられるように、遊具古くなっているという部分は私どもも承知をしましたので、これは自治会のほうと改めて協議をしていきたいなと思います。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 尾幌の自治会にお願いをしているといっても、やはり最終的にはやっぱり町のほうで責任を持つということだと思いますので、遊具の安全性、それから老朽化、そういったことも含めて対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所については、自治会からの要請を受けて貸しつけをしているということになっておりますので、お任せをしていたという状況ですけれども、今般改めてそういう状況というのは把握をしましたので、自治会のほうと協議をさせていただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それから小学校の屋外遊具、私、床潭小学校とか見に行くと、校庭の奥のブランコなどは土台だけが残っていたのですが、鉄棒とかは本当に校庭の奥のほうにあったのですけれども、使用禁止というのは、私が見に行ったときはそういう看板というのは見当たらなかったのですが、どこにこれつけられているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

床潭小学校の看板については、今月に入ってから使用禁止をつけております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 8月だったので、それじゃまだなかったのですね。分かりました。

できるだけ早く撤去ということですが、これもやはり一番奥のほうで人目につかないところに遊具、ブランコが、鉄棒などがあるんですね。これ使わないのであればやはりできるだけ早く撤去をしていただきたいと思いますと思うのですが、いつ頃撤去予定しているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

残っている遊具は、当然保守点検もしておりません。また老朽化も激しいということで、撤去を考えているという答弁であります。撤去についても、既に建設課のほうと協議をしておりますので、できるだけ早く、できれば今月中に撤去ということで考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 目につかないところで子供たちが使って、事故でも起こしたら大変

だということもありますので、できるだけ早い対応ということをお願いして、質問を終わります。

- 議長（佐藤議員） いいんですか、答弁は。
以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 4 時11分休憩

午後 4 時12分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。
ここで、会議時間の延長を行います。
本日の会議時間は、6番室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。
次に、6番、室崎議員。

- 室崎議員 先に提出いたしました通告書に従い、質問をいたします。
1は、防災対策についてであります。
本題に入る前に、今回の北海道胆振東部地震で犠牲になられた方、心よりお悔やみを申し上げます。また、被災され、現在も不自由な生活をしている皆さんに対し、お見舞いを申し上げます。
それでは本題に入ります。
防災対策についてであります。今回の大地震に伴う停電から得た教訓にはどのようなものがあるか。そして、それに対応して、町はどのような対策を講じるか。それについてご説明をいただきたい。
2問目は、がん対策についてであります。
1として、がん予防のための施策。
2として、がん早期発見等重篤化を防ぐための方策。
3番として、病気治療後を含めて、がん患者の支援策。
それぞれについて、厚岸町の施策をお聞きしたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。
1点目の防災対策について。今回の大地震に伴う停電から得た教訓には、どのようなものがあるか。町はどのような対策を講ずるか、についてであります。9月6日午前3時7分に、震源地を胆振地方中東部とするマグニチュード6.7、最大震度7とする大規模な地震の発生に伴い、道内で初めて全戸停電が発生いたしました。

町では、地震発生後、午前4時42分に防災行政無線を使用し、胆振地方を震源とした地震により、北海道全域で停電が発生し、電力会社において原因を調査中で、復旧の目途が立たないことと、情報が入り次第お知らせする放送をいたしました。この後の防災行政無線の放送は、翌日の午後9時3分に停電復旧がされるまで、計26回にわたる各種の情報伝達をいたしたところであります。

しかし防災行政無線の放送に対し、町民からは屋外拡声器から放送が流れていたが聞こえにくい。屋内の戸別受信機から聞こえない。停電はいつまで続くのか。停電の範囲はどこかという問い合わせが多数あり、情報伝達が十分に行き渡っていた状況にはありませんでした。

防災行政無線の機能が期待どおりに発揮されなかったのは、機器の性能や戸別受信機の電池交換が適切に行われていなかったことが、その要因ではないかと考えているところであります。

再び、情報伝達時の混乱が起こらないよう、平成31年度に終了を予定している防災行政無線デジタル化事業において、町民の皆さんに戸別受信機の設置場所を、天井付近から身の回り付近に変更することで、電池交換を行いやすい環境を整える必要があると考えております。

また有事の際、防災行政無線の放送が隔々まで行き渡っていることを確認する職員体制と、必要な場合には拡声車を巡回させることも有効な手段であると考えております。

町内の家庭においては、停電に備えたラジオ、懐中電灯、カセットコンロ、電池、備蓄食料品などの確保が不十分な状況も露呈され、商店での在庫切れなどがあられ、日常生活に大きな影響がありました。

町では、全町での避難訓練、避難所運営ゲーム、各自治会における自主防災活動の際に、非常用持ち出し品の必要性について、学校教育とも連携し啓発を行ってきたところではありますが、周知活動を増やす一層の啓発活動が必要であります。

次に、停電時において役場の窓口対応で行える業務が極めて少なく、町民に大変なご不便をおかけしたことであります。電気を必要とする機器が使用されている、各種の証明関係事務が一切行うことができない状態となり、窓口業務にかかわらず継続的な業務継続には、非常用電源設備を見直すことと、発電機を必要とされる部門に確保をする検討を急ぐ必要があると考えております。

なお、テレビ視聴の関係では、通電後も地域によっては視聴できない事象が発生しており、テレビ受信点整備の改善も必要と考えております。

次に、産業関係では、水産加工場や酪農家の長期の停電に対する備えが脆弱で、今後有事に備えた体制づくりのため、関係機関との連携について、改めて検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、がん対策について。がん予防の施策についてであります。がんは当町においても死亡原因の第1位であり、国の統計によると、国民の2人に1人はがんにかかるとされているなど、その対策の重要性は大きくなっております。

全国のがんの部位別死亡者数は、多い順に肺がん、大腸がん、胃がんと消化器系のがんが占めており、他の多くの部位のがんも含めると、1年間に約37万人ががんによ

る死亡しているという現状にあります。

がんになる大きな原因は、生活習慣と感染によるものがほとんどと考えられています。生活習慣については、個々の生活習慣を改善することが予防につながることから、禁煙、適量の飲酒、食生活の見直し、体を動かす、適正体重の維持等について、第2期の健康増進計画「みんなすこやか厚岸21」に基づき、健康教育や健康相談、栄養教室などの機会に、町民の皆さんに対して普及・啓発を行っております。

特に当町では、喫煙率が高い、塩分摂取量が多いといったがんの予防ともかかわりの深い健康課題があることから、その取り組みを重点目標としているところであります。

感染については、特定の細菌、ウイルスががんの発症の原因となることから、特定健康診査の機会に、肝がんの予防のための肝炎ウイルス検診を、健康増進法に基づき要件を満たす対象者に無料で行っており、子宮頸がん予防のためには予防接種法に基づく定期予防接種として、現在積極的な勧奨は差し控えているものの、子宮頸がんワクチンの予防接種を希望する対象者に無料で実施しております。

次に、がん早期発見等重篤化を防ぐ方策についてであります。早期発見等重篤化を防ぐ方策としては、無症状のうちのがん検診により早期にがんを発見し、適切な治療を行うことが重要であります。

がん検診には、地域のがんの死亡率を減少させる目的で、科学的に有効性が確立された検査方法により行う対策型検診と、個人の目的や選択に応じて人間ドックなど医療サービスとして医療機関が提供する任意型検診があります。

当町で行っているのは、対策型検診としての健康増進法に基づく、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの五つの検診で、厚生労働省が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿った対象者、検診方法、検診間隔により実施しているものであります。

多くの町民の皆さんに受診していただくため、自由に検診日が選べる個別検診、及び身近な施設で休日にも受診できる集団検診の2種類の体制を整備し、検診の周知を含めた受診勧奨を行っております。

また、検診後は検診事後相談会や電話、家庭訪問による検診結果の説明とともに、がん検診受診の結果、精密検査が必要な方への個別の受診勧奨についても、定期的の実施しているところであります。

次に、病気治療後を含めて、がん患者の支援策についてであります。がんと診断された方やそのご家族は、精神面、身体面、経済面での心配など、さまざまな不安を抱えており、こうした方々への支援の必要性については認識しているところであります。

がんと診断された方の情報について、町が実施したがん検診により発見された場合は、その委託期間からの報告により把握することが可能となっております。しかし、それ以外の職場での検診、医師の指示による検診の場合は、把握することができない状況にあり、また把握した情報についても、その性質上、取り扱いに慎重さが求められるため、個別の支援については、個々に相談があった場合に限った対応となり、すべてに積極的な支援を行うことが困難な状況にあります。

しかし、がんと診断された方やその後そのご家族が集う患者会の活動の支援や紹介、がん専門相談窓口や医療機関などに関する地域の療養情報の提供は継続して行っております。

今後は、更に身近な相談窓口として、保健師もがんを含む健康全般に関する相談を受けつけていることの周知や、各種の情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今るる答弁ございまして、まず先のブラックアウトですか、丸々二日停電になりましたが、それについても問題点は把握されているのではないかと答弁を聞いていて思いました。ただ、私のほうから一、二申し上げますが、自助、共助、公助という言葉があって、町長もよく使われるのですが、今ここで答弁の中にもあった、電池を用意していなかったとか、あるいは懐中電灯、ラジオを持ってなかったとか、インスタント食品を買いに走らなければならないとか、カセットコンロがなくて慌てたとか、そういう話随分聞いてます。これらはいわゆる自助といいますか、自分で備えていかなければならない部分だと思います。ただ、防災の意識を町民がきちんと持って、そのような自助行為をきちんと行うような町民を育てていくことは、まさに公助、町の責任である。そのように私は考えておりますので、避難訓練の参加を含めて、どうも厚岸町民は防災意識が低いなどという評論家のような話をしている場合ではない。そのように考えて、その観点から申し上げますが、こういうものをちゃんと日常用意してくださいということの広報、あるいは啓蒙・啓発とっていいのでしょうか。そういうものがどこまで行われていたか。あるいは効果のある啓発が行われていたかということについては、やはり検討しなければならないと、そのように思います。

それで、時間がないので、二つ一遍に言いますが、ここでも屋内の防災無線が鳴らなかったという声は随分聞きます。結局電池交換をちゃんとしてなかったという場合がほとんどのようですが、これ、電池交換をしないと停電になったとき聞こえないんだということを理解してた人が、少なくとも聞こえなかったという人の中にほとんどいなかった。となれば、電池交換をしてくださいという広報は、年に1回は間違いなくやってましたというような話は聞くのだけれども、それが町民にきちんと届いていたかどうかという問題に入ってくると思う。まずこの2点、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 1点目でございます。公助の部分でございますけれども、この震災を期して改めて過去1年間の町の行動について確認をさせていただきましたところ、各地区あるいは学校等においては、そういった町から出向いて講習などしていたのですが、それはあくまでも防災に関心のある方が集まる場所であったということ

が気づきました。それから、例年10月に避難訓練やっているのですが、広報を見てみますと、年に1回その広報に防災訓練、避難訓練に合わせてそういった日常の備えというのですか、そういうことをやっていたと。実は広報ではその1回。公助といった役割については、防災の意識の高い人だけにしか行われていなかったということで、町民全体には行ってなかったということが分かりました。したがって、効果としては防災意識を高めるということにはつながっていなかったのかなと、私自身はそう思うところでございます。

それについて、今後はその方法、あるいは意識を高める機会であるとか、その方法であるとか、これは十分に検討させていただいて、地域の方の協力もいただきながらやっていかなければならないと考えてございます。

それから、屋内の無線でありますけれども、これも私ども実は年に1回やっているだろうと思って、改めて広報を確認させていただきました。申し訳ございません。昨年の避難訓練のときの広報周知の中には、この電池交換のことは触れられていなかったところでございます。大変申し訳ございません。

それで、このことについては、仮に年1回やったとしても、それが十分に町民に行き渡るとは当然言えませんので、今回を期して、電池交換の必要性を分かっていた方もおりますので、この機会に更に必要性を呼びかけていきたいと思っております。

ちょうど今年度から防災行政無線の切りかえも始まっておりますので、機械自体も変わりますので、そのときにもまたこの取り扱いについて、十分な説明を行わせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 この後やる、がんでももそうなのですが、こういう、何というのですか、あんまりあってもらっちゃ困るような物事に対する備えというものを知ってもらう、あるいは意識してもらうためには、タイミングというのも非常に大事だと思うのです。今この防災無線に関して言いますと、今はみんな大停電の記憶が生々しいのですよ。星がきれいだったねというような話から、いやいや参ったねというような話は、もう日常会話のように今出ているのです。あと一月もしたらもうすーっと消えていきますよ。この、何で入らなかったんだろうって、一番災害時に必要なものが災害時に動かなかったんだねというような会話が、それぞれに行われているときに、電池を交換してください、電池を交換しないと、停電になったときに音が鳴らないんですというのを、何で今流さないのか。1カ月か2カ月たってから流したのでは、右の耳から入って左の耳に抜けちゃうでしょう。でも今だったら、ああ、そうかということになる確率が高いですよ。そういう機会を、機会という言い方はおかしいけれども、逃がさないで、人の心の中にしみこむような時期に、こういうことは進めていただきたい。

それから、ここで答弁にも出てくるのですが、街灯の防災無線というのが、反響して隣の無線の音と重なってしまって、山びこりではないわんわん言っているだけで、あれならサイレンのほうがずっとましだというようなことまで言う町民がいます

た。場所によると思いますがね。

それで、これは話が出ていたようですが、広報車を出して、ちょうど選挙の街頭演説のようにつじつじでもって言うては、その次のところに行くというようなことをやったほうがずっと分かるんじゃないかというようなことが言われてたのですが、今回そういう話が朝にもう既に出てたそうですけれども、何で丸二日、これはやらなかったのか、やれなかったのか。この点も説明していただきたい。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 1点目のこのタイミングが大事だということでありまして。10月にも広報も利用した周知を考えておりますけれども、改めてそれらを含めた呼びかけ、再構築して速やかに、電池交換の必要性について、お知らせ、お願いをしていきたいなど、改めてさせていただきたいと思っております。

それから、無線の反響、そうでございます。私どもは聞いておりました。そういう声、聞こえないという声を聞いておりました。それに対して、軽く流したわけではございませんが、逐次どこの地区でどのようなふう聞こえるかということの確認が、私どもが怠ったのかなと思ひまして、私どもは一部の部分では音が反響して聞こえないというところは、そのたびにありましたので、それが全町に及ぶとなるとちょっと想像しておりませんので、今回も具体的にはどことどことこの部分が聞こえにくかったというところまで、実は把握できておりませんでした。それで、具体的にはすぐ直ちに、どのような場所への広報車の出動が適当なのか、そこまで考えが及ばず、残念ながら町民の声を生かせなかった、これが実態でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今の答弁に問題点を私は感じるのは、災害時の広報というのは、二重三重にして悪いことはないということです。どこかで聞こえないというのが分かっているのならば、全町回ればいいじゃないですか。それで、街頭の防災無線で聞こえているところに広報車が来て同じこと言ったら、けしからんという人はいませんよ。どうやってなるべく早く、そして的確に伝えるかということになれば、一つの方法だけではうまくない場合幾らでもあるのです。だから、一つの方法で、あるところはそれで十分だったかもしれないけれども、あるところでは不十分だったので、また別の方法で、何というか、広報してましたということは、何も悪いことでないわけですよ。そういう形で検討していただきたい。それはお願いしておきます。

それで、もう少し言ってしまうんですが、広報の、何といたたらいいのかな、テクニックなのでしょうね。そこで放送する文章の作り方、これが平常時と、それから緊急時では違うと思うのです。ちょっと私引っかかったのですが、それが悪いということではないですよ。学校が全部休みになったわけです。その知らせ方が何とか小学校、何とか小学校、何とか中学校、何とか中学校と延々と読み上げて、以上が全部休校ですという言い方をしましたよね。あれは、全町の学校は全部休みになりますと言えば

済むわけですか。どうやって単語を、文章を短くして、そして的確に進めるかということは、やはり緊急時はこういうやり方をすると。いろいろな無駄なものをそぎ取るというようなことについても、やはり検討しなければならないと思います。そういうことも検討していただきたい。

それから、この前岡山県のほうでダムの放流を行った、これ行わざるを得なかったのでしょうかけれども、川がもう溢れそうになっているときにダムが溢れて決壊してしまったら大変な災害になるから、放流をしたわけですよ。そうしたら川が一気に増えて、水が増えて氾濫しましたよね。ダムが悪いと言っているわけじゃないけれども言いながら、あの地域の町長だったか、元町長だったか忘れましたが、その人が、あの放送何なんだと言ってました。それはふだんの放流のときと同じ放送をしたのですね。ただいまよりダムが放流いたします。水位が上がりますので気をつけてくださいと。そうすると、受けるほうは、それが一気に、2階まで水がつくような状況になるなんていうことは想像もできなかつたと、こういうふうにあります。

ここから我々が学ぶことは、やはりふだんと緊急時とは違うんだ。その違いが明確に分かるような広報をしなければならない。そういうことだと思います。

この点についても、ぜひご検討をいただきたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 隅々まで防災無線が行き渡らなかつたこと、これを即座に実行に移せなかつたことに対しましては、災害の種類にもよるとは思いますけれども、こういった停電のような同じような規模の場合は、やはり町民の意見をきちっと受け入れて、できればその周辺の放送をきちっと確認して、聞こえないところの把握に努めた広報車の巡回、これらを考えていく必要があると考えたのが1回目の答弁でございました。

それから、広報の文章、緊急時の文章、発音、発生方法も含めて、内容でございます。当時、広報流しました文面を見ますと、小学校、中学校は町内の小中学校と書いているのですけれども、各施設ですね、一つずつ全部言っておりました。本の森厚岸情報館、海事記念館、郷土館、すべての施設を言う必要があるのかということでもありますので、こういうご意見だと思います。それはこれはやはり考えまして、今後の有事の際の放送の仕方、この際に改めて研究をできましたので、次の機会には十分に発揮できるように備えていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それから、防災意識を町民の間にどうすり込んでいくか、言葉は悪いのですが、これはすり込んでいくということだと思います。インプリンティングというような言い方を学問上はするそうですが、だからいざというときの用意をこういうふうにする、例えば三日分の食料はきちんと持っている、水も持っている、それからいろいろな停電になったりしたときにも慌てないだけのものは用意してある、そういうこ

とは常識なんだよと。やってない人はおかしいんで、やっている人が当たり前なんだというような町にしていかなければならないですね。

そのために、非常に大事なものは避難訓練だと思います。その避難訓練のやり方についても、この際、検討していただきたいのです。今は津波ということを第一に考えてます。それはもうこの町で一番恐ろしいのは津波ですからね。それはそのとおりなのです。ところがそれが毎年同じことやっている、儀式になってしまっている。例えば前にも誰かがこの議会で言っていました、1時間も前から高いところに上がってみんな来るのを待っている人がいたりする。それから、参加者が非常に少ない。そういうふうにはいろいろな問題あります。それで、この日をですね、高いところに逃げるといふことに参加しなくても、防災の意識が非常にすり込まれるような日にしていただきたいのです。

例えば、何らかの事情があって、高いところの避難場所まで行くということには参加できなくても、ぐらっと来たときに自分のうちで家具の転倒がしないかどうか、あるいは食料や飲料の準備がしてあるかどうか、してあればその更新をするとか。非常用の持ち出しバックというのとはちゃんと用意しているか。いろいろありますよね。あるいは、室内外の安全確認ですね。この前ブロック塀の問題がありましたよね。そういうようなことをやはり町のほうで項目を、特に大事なものを立てて、こういうこと一緒にやってくださいと。非常に大事だと思うのが、私が思うのは、そういうことを、今の電池交換もそうですよね。やりましたかという、後追い調査、これを全町民はできないでしょうから、無差別抽出でいいと思うのです。電話調査でも何でも結構です。そういうものもやってはいかがでしょうか。そうすると、例えば私が自分で考えますと、そういうことの呼びかけがあっても、何と言って半身に構えていたとする、そこに終わってから町職員の方がやりましたか、この点どうでした、ここはやりましたかと来られたら、これはそのときどういう対応をするかは別にして、腹の中では、いやいや、これはやらなきゃならないなという印象が強くなるでしょう。そこまでやる必要があると思うのです。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

確かに厚岸町としても、今回のブラックアウトについては反省がたくさんあります。またその対応を至急考えていかなければならない。なぜかと言いますと、先ほどからお話ありますとおり、防災意識の向上、厚岸においては、地震、津波対策が主たる防災意識の向上であった、間違いございません。そういう面で、今回の全町的な停電、または自然災害があらゆることで多発をいたしております。命を守る対策、極めて重要な課題として認識せざるを得ない事態を迎えている、これは過言でないと思っておるわけでありまして。

そういう意味においては、それぞれ情報伝達のあり方とかいろいろとご意見があったわけでありまして。そういうことも念頭に置きながら、これからは新しい防災意識の向上というものを考えて、住民に周知をしていかなければならない、そのように考え

ておりますので、ご承知、ご理解を賜りたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私が言うまでもなく、町長初め担当の皆さんは問題点をよく理解していると思いますので、よろしくお願ひしたい。

ただ1点つけ加えると、広報あつけしに書けば、それで伝わるとは思えないということです。大分昔ですが、私この議会だよりの講習会に出たときに、講師の人に言われました。こういう自治体の広報だとか議会だよりのものが読まれている確率は4%だという統計がありますよと言われてびっくりしたのですがね。大都会とこういう町は違うと思いますけれども、いずれにしてもそんなに多くないということは間違いないと思いますので、そういうことも十分にお含みの上に、どうやって伝えていくかということを考えていただきたいと、これは要望しておきます。それで次行きます。

がん対策です。がんがある意味で生活習慣病だと言われてますよね。がんにならないための生活というものをきちんとやってくださいということは、これ、がんだけでなくあらゆる病気に関しても共通するものが出てくるのだらうと思うのです。それでいろいろと啓発・啓蒙を行ってますということは、町長の答弁にもありました。で、今ので十分だとはお考えになってないと思うのですが、どういう点を改良していったらいいとお考えですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 当町で実施しているがん検診、五つの検診でございますが、今おっしゃられたように、その原因となるものというのはもう生活習慣病含めて、そういうことががんの予防にもつながるといふ部分では、それらの部分は更にやっていかななくてはいけないと思っておりますけれども、実際に今現在私どもが分かるがん検診を受診した方の人数というのは、五つの検診でございますけれども。（「検診の話聞いてませんよ」と発言する者あり）

その検診の受診率が非常に少ないという状況がございまして。

（「議事進行」の声あり）

●議長（佐藤議員） どうぞ。

●室崎議員 検診はこれから聞こうと思っております。今は予防の話聞いているのです。

●議長（佐藤議員） ということです。

●保健福祉課長（阿部課長） すみません。予防で言われている生活習慣病とつながるような、が原因というのは言われておりますので、そここのところの対策というのは、

もっともっと進めていかななくてはいけないと考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私が聞いているのは、そのもっとももっとってどういうことやるのかと聞いているのです。抽象的な話は幾らでもできます。一晩話していても止みません。でもそれでは何も前に進みません。

それでお聞きするのですがね。現在きめ細かな啓発施策というのもいろいろやりますということだと思っておりますが、例えば学校ではどういうことやっている、企業に対してはどういうことやっている、自治会に対してはどういうことやっているのか、産業団体とはどういうふうにしてやっているのかというようなことを、簡潔でいいです。ほんの一言ずつでいいですから、教えてください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 企業、それから産業団体に対しては、お話があった団体に対しては健康教育等は、ということで行っておりますけれども、それ以外については対策はできておりません。それから、学校につきましては、がんという部分では対応はしておりません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 自治会抜けてましたね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 自治会ということでは、直接何々自治会ということでは実施しておりません。ただ、女性部があって、その女性部との連携した取り組みの中でやっている部分がございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 聞きに来たら教えてやるというのではなくて、今大抵の制度、介護保険初めみんな申請主義なものだから、どうしても待っているというような姿勢が見えるのだけれども、そうじゃなくてこっちから積極的に出ていくということをもう一度検討していただきたいですね。

それで、厚岸町全体に対してどうするかという発想でいると、なかなか雲をつかむような話でうまく行かない場合も多いと思うので、今言ったように小さく小分けにして、それぞれとどうするかということを考えていただきたい。例えば企業なんかの場合には商工会とよく連携することで、多少の道は開けるのではないかと思いますよ。

それで次に、先ほど私が聞く前に答弁をしかけた検診についてお聞きするのですが、特定健診の受診率も余り多くはないですね。二十何パーセントですから。がん検診も似たか寄ったかでしょうか。そのあたり簡単に教えてください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚岸町で実施しております五つの検診、がん検診につきましては、その対象の年齢、40歳以上、それから20歳からという、子宮がんの分なんかもあるのですけれども、そのパーセントでいくと、五つのすべてが、胃がんが29年は13.4%、肺がんが8.7%、大腸がん8.7%、子宮がんが10.2%、乳がんが14.5%という数字になっております。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 特定健診の受診率、これは国保だけになりますが、おおむね22%から25%の範囲内で推移をしているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 がん検診に関してはお聞きしますが、受診率上げるためにあらゆる機会をつかまえてやっていこうとお考えでしょうか。勧奨をしていこうと。それとも、決まったもので年に何回か、広報に毎年同じ時期に同じことを入れるというのでいいんだとお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） できるだけ受診をしていただけるように、いろいろな広報というのは定期的にはやっています。ただ、それも保健師それぞれ工夫をしながら、少しずつ工夫をしながらというのはやっておりますけれども、なかなか進んでいないというのが実情でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 この前ちょっと興味のある話を聞いたというか、見たというか。これは国立がん研究センターというのがあるんですね。そこの何とか研究室というようなところ。お医者さんかと思ったら社会心理学者なのですよ。その人を中心にしたチームが、これ乳がんですが、どういうときに検診をしようとする問い合わせや、あるいは実際に検診に行く人が増えるかというものをずっと統計をとってきたのですね。そうしたら、若くてすごく人気のある女優が乳がんて死んだりすると、ぐんと上がるんですね、数字が。すなわち我が身にも何かがあるんでないかと思うようなとき、そうい

うときは関心がぐんと増える。さっきの防災無線の話じゃないですけども、ということが分かったのです。

それで、この機関が全国の1,747市区町村に働きかけて、一緒にプロジェクトをやりませんかということをやったわけです。360を超える自治体がやりましょうということになったのです。何をやったか。NHKのテレビの人気番組で乳がんの特集をやったわけですよ。そうするとやっぱり結構な視聴率になるのです。と同時にそのとき、あなた受けませんかというはがきが舞い込むというのをやったのです。この1,747市区町村の中に厚岸町は入ってましたでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実はこのお話はいただいておまして、私どもも申し込みをいたしました。ただ、実際にはやりたいという応募があった件数が多すぎて、私どもは対象にならなかったとか、対応できなかったという状況でございます。

そういうことがあったものですから、保健師のほうではこれの機会にということ、独自にはがきを作ってその方々にお知らせをするという取り組みをしております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 大変安心をしました。

そういうふうにあらゆる機会を捉えて、こんなこと言ったら怒られるのは、NHKけしからんですよね。断ったところがあるなんて番組の中で一言も言ってなかったから。だから、あれ、厚岸どうなったのかなと思って聞いたのですが、非常に心強い答弁いただいたので、ぜひそういうふうにあらゆる機会をつかまえて、これはもちろん乳がんが一例ですけども、こういうものについて検診を受けようという気を起こさせる、動機づけというのですか、それをするような努力をより一層進めていただきたい、そのように思います。

それで、最後になりますが、予後の支援ということなのですが、ここで答弁をお聞きすると、厚岸町はいろいろやっていますよと言うのですが、患者の会というのが厚岸町ありますよね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 1団体、昨年できております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 病気の相談とか、再発をしたのでどうしようとか、そういうことの相談というのも非常に大事なのですけれども、それだけじゃないんですよね、がん患者支

援というのはね。5年生存率ではかりますよね。だから例えば胃がんでも何でもそう、手術して5年間命に別状がなければ治ったという言い方をされるわけです。でも例えば胃の全摘をした人は元の生活ができていないわけじゃないんですよ。だから風邪が治ったというときと、がんが治ったというときは、どうも意味が違うと考えたほうがいいんじゃないかと。そうすると、いわゆる医学的に5年生存率の中に入る状況になっている人でも、実は生活には相当に不便をしている人というのは、結構いらっしやるのではないかと思うわけです。

そして、心理的な問題を言いますと、再発がいつあるかということで、常にもうおびえているような部分も抱えながら生活している人が多いのですよね。そういう人に対する支援というのは単なる、単なると言い方悪いのだけれども、病気をこうやって治しますよというだけの支援とは意味が違うんじゃないかと思うわけです。

そういう観点から、この患者の会などの皆さんとはよく連絡をとって、こういうものが必要なんだということを的確に、いわば寄り添って、そういうものをこっちが分かって支援をしていただきたい。これは何もがん患者に対する問題だけじゃないですけれども、そのようにお願いしたいのですが。

それで、ちょっとこの質問をすることで、がん患者の会の方にもお会いしたのですが、なかなかこの答弁の中にあるような雰囲気についてないんじゃないかという、こちらとしては一生懸命やっているのだけれども、受け取るほうに伝わってるのだろうかというようなものもありますので、どうかそのあたりきめ細かな、何とかな、受け手の立場に立った施策というものをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 患者の会のほうとは、今している支援というのは本当に窓口はそのパンフレットを、チラシを置くですとか、そういうようなことことはやっていますけれども、具体的になかなか進んではいないというのは私も聞いております。

なかなかやはり患者の会の皆さんのほうも、最初保健師のほうが入っていくようにというようなイメージで話をしていたのですけれども、それが会のほうもなかなかいろいろの方がいらっしやる中での対応が難しさがあるというようなことのお話も聞いておりました。

いずれにしましても、その会というのは本当に大事な会だと思っておりまして、今おっしゃられた本当に寄り添っていくというようなことでは、しっかりとやっていきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひよろしくお願ひしたい。

それから、これは福祉関係、障害関係のときに大体共通して出てくる話なのです

が、がん患者の会にも似たような色はある程度あるのかなと思うのは、あなたがんですよね、この前手術してよくなったけれども大変でしょう、だから私どもの会に入って、一緒に情報共有して助け合っていきませんか、こんにちとは入っていけないですよね。これは障害者の団体作ったときに必ずぶつかる壁です。例えば視覚障害の会をつくったとします。あなた目悪いでしょう、だから入りませんか。これ行けないですよ。行ったら塩まかれますよ。そのときに、あなたそういうことで困っているならば、多少の役に立つかもしれない、こんな会があるのですよということを言って怒られない人は保健師です。保健師さんは入っていける。そういう意味でも、保健師さんのこういう場面での活躍する場というのは非常に大きいわけですし、どうかその点を考慮の上進めていただきたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私ども活動する上では、やはりおっしゃられたように、保健師というのはいろいろな場面に入っていきやすいという部分は承知しております。ただ、保健師もなかなか保健師だからということで万能ということでもないものですから、そのところはやはり保健師自身もそういうことを感じておまして、言っている場合、悪い場合とやっぱりいろいろあります。ただ、やはりそういう職務の中でそういったことに対しては、できるだけそういうふうにつなげていけるようにしていくようにしてきていると思います。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 5 時 8 分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年 9 月 19 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

